厚生文教常任委員会

令和８年３月１３日

葛 城 市 議 会

厚 生 文 教 常 任 委 員 会

１．開会及び閉会　　令和８年３月13日（金）　午前９時30分　開会
　　午後４時08分　閉会

２．場　　所　　葛城市役所　新庄庁舎　第１委員会室

３．出席した委員

委 員 長	藤井本　浩
副委員長	杉　本　訓　規
委　　員	福　本　善　之
〃	木　村　　公
〃	奥　本　佳　史
〃	川　村　優　子

欠席した委員　　な　　し

４．委員以外の出席議員

議　　長	増　田　順　弘
議　　員	龝　本　義　明
〃	速　水　一　生
〃	梨　本　洪　珪
〃	谷　原　一　安

５．委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市　　長	阿　古　和　彦
副 市 長	東　　錦　也
教 育 長	椿　本　剛　也
市民生活部長	西　川　勝　也
保険課長	増　井　朋　子
環境課長	吉　田　賢　二
保健福祉部長	中　井　智　恵
社会福祉課長	能　海　正　男
介護保険課長	田　中　美　菜
〃　補佐	巽　　ゆりえ
健康増進課長	松　本　育　子
〃　補佐	西　川　恵津子
〃　補佐	芦　高　由　訓
こども未来創造部長	葛　本　章　子

こども未来課長		西　川　　修
〃	補佐	栗　原　　聡
子育て支援課長		新　澤　明　子
〃	補佐	塚　本　厚　子
こども・若者サポートセンター所長		川　﨑　圭　三
〃	補佐	石　岡　千　寿
こども・若者サポートセンター		
統括臨床心理士		石　田　陽　彦
教育部長		勝　眞　由　美
教育総務課長		葛　本　康　彦
学校教育課長		森　本　欣　樹
学校教育課主幹		札　辻　リ　カ
学校教育課長補佐		新　家　香　代
生涯学習課主幹兼		
図書館長		石　川　孝　子

６．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米　田　匡　勝
書　　記	神　橋　秀　幸
〃	西　邨　さくら

７．付　議　事　件（付託議案の審査）

議第７号　葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

議第８号　葛城市立図書館条例の一部を改正することについて

議第９号　葛城市介護保険条例の一部を改正することについて

調　査　案　件（所管事項の調査）

（１）奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更に関する事項について

（２）就学前児童の保育と教育に関する事項について

（３）学童保育に関する事項について

（４）こども・若者サポートセンターに属する事項について

（５）不登校に関する事項について

（６）部活動の地域展開に関する事項について

（７）屋内運動場空調設備整備計画に関する事項について

（８）葛城市新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事項について

（９）地域福祉計画に関する事項について

(10) 葛城市社会福祉協議会に関する事項について

開　会　午前９時３０分

藤井本委員長　ただいまの出席委員は６名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

３月定例会、厚生文教常任委員会委員の皆様、また、理事者の皆さん、定刻にお集まり、ご参集いただきありがとうございます。昨日は、中学校の卒業式、皆さん、理事者も議員の皆さんも出席されました。私は、自分の母校でもあります新庄中学校へ行かせていただいて、215名、私自身時代のことも思い出しながら、私らのときは200人もいてなかったですね。もう50年前の話になりますけど、長い目で見ると、少子化と言われてる中で、この葛城市は、こういう中学校の卒業式を見ても、中学生の数が増えていると。まち全体として、このまちを選んでいただいてるというのがこの葛城市であろうかと思います。選んでいただきました方々を裏切ることのないまちづくりというものを進めていきたいというふうに思います。厚生文教常任委員会、学校分野のこともございますので、しっかりと議論していただくことをお願いして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

委員外議員の出席をご紹介いたします。梨本議員さん、速水議員さん、谷原議員さん。

以上でございます。

発言される場合、必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、マイクを近づけて発言されるようお願いを申し上げます。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用というものを認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託をされました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第７号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長　皆さん、おはようございます。市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第７号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明させていただきます。

議案書は13ページから14ページでございます。この改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和７年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されております。この改正による限度額については、地方税法施行令の改正があった年度の翌年度に市町村条例の改正手続を行うことと県内で統一されていることから、今回所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表をお願いいたします。２ページをお願いいたします。国民健康保険税のうち今回限度額の改正をさせていただくのは、第２条第２項の国民健康保険税の基礎賦課額医療分の合算限度額を65万円から66万円に、第２条第３項の後期高齢者支援金等賦課額支援分の合算限度額を24万円から26万円に改正し、３ページの第21条においても、現行の65万

円を66万円に、24万円を26万円に改正するものでございます。

10ページをお願いいたします。附則といたしまして、施行期日は令和８年４月１日でございます。適用区分は、この条例による改正後の葛城市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものというものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　それでは、これより討論に入ります。

討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第７号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第７号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第８号、葛城市立図書館条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

勝眞部長。

勝眞教育部長　おはようございます。教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第８号、葛城市立図書館条例の一部を改正することにつきまして、改正理由及び改正の内容についてご説明を申し上げます。

議案書は15ページから16ページでございます。

今回の改正につきましては、図書館協議会の設置に関する条項を追加する内容となっております。改正の理由についてでございますが、これまで図書館の運営につきましては、市の社会教育委員会議等において、図書館の日々の業務や年間の事業等について、市民の代表者、また、有識者の方々からご意見をいただき、業務の改善に役立ててきたところでございますが、令和８年度より、當麻図書館は指定管理者による図書館運営が行われ、令和９年春からは、（仮称）當麻複合施設に場所を移し運営していくことになることから、市の公立図書館として、新庄図書館、當麻図書館それぞれの役割を維持しつつ、専門的な見地からご意見をいただき、図書館運営の効率化や更なるサービスの向上を目指すことを目的に、新たに図書

館協議会を設置するものでございます。

続いて、資料の新旧対照表をお願いいたします。左側が改正前、右側が改正後となっております。第６条から第９条をそれぞれ繰下げいたしまして、第５条の次に、新たに次の４つの条項を加えるものでございます。

まず、第６条では図書館協議会の設置について、第７条では協議会の組織について、第８条では委員の構成について、第９条では委員の任期についてを定めるものでございます。施行期日につきましては、令和８年４月１日とさせていただいております。

説明は以上となります。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議、希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、討論に入ります。

討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第８号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第８号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第９号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長　保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第９号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてのご説明を申し上げます。

議案書は17ページから18ページでございます。

今回の改正の内容でございます。令和７年度税制改正に係る介護保険法施行令の改正に伴う令和８年度の介護保険料に係る減免手続を円滑に実施することができるように所要の改正を行うものでございます。

経緯の説明をいたします。今般、令和７年度税制改正において、給与所得控除額について、最低保障額を55万円から65万円に引き上げる見直しが行われました。一方、介護保険料は、市町村民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としているため、税制改正どおりの算

定を行うと第９期介護保険事業期間中の介護保険料収入について、計画値に差異が生じる可能性がございます。そこで、介護保険料算定においては、税制改正の影響を受けないように介護保険法施行令が改正されました。そうなりますと、令和７年度非課税者で令和８年度も引き続き非課税になることを想定して、控除の引上げ分の範囲で給与収入が増加した方につきましては、所得控除増額分の影響を受けないこととなるため、令和８年度の介護保険料の所得段階については課税段階となってしまいます。ただし、令和８年度介護保険料算定に限っては、申請をしなくても減免をすることができることとなります。しかしながら、葛城市介護保険条例では減免には申請が必要となっておりますので、当該減免については、個人の申請によらずとも対応することを可能とするため、附則において、申請によらずに減免することができるという規定を追加し、減免手続を円滑に実施することができるようにするものでございます。施行日は令和８年４月１日となります。

以上でございます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第９号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第９号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査が終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

初めに、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告をお願いいたします。

吉田課長。

吉田環境課長　環境課の吉田です。よろしくお願いいたします。

調査案件１、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更に関する事項について報告させていただきます。

この事項につきましては、香芝市が令和８年度からこれまで共同で行っていましたし尿運

搬業務を単独で行いたい旨の申出があり、組合規約の変更が必要となりました。規約の変更については、組合構成市町の４市４町全ての議会の議決があって奈良県に変更申請ができることから、葛城市におきましても、令和７年の９月議会に上程させていただき、議決をいただいたところです。結果、４市４町全ての議決が得られなかったことを受け、規約の変更ができなくなり、令和８年度についても、香芝市を含む市町でし尿運搬業務を行うことになりましたことを報告させていただきます。よろしくお願いします。

藤井本委員長　ただいま報告いただきました、説明いただきましたこの件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員　先ほどの、４市４町の合意が得られなかったということです。葛城市は一応賛成したと思うんですけども、合意を得られなかったところの市町の理由というのを教えていただけますか。どういった理由で反対になったかと。

藤井本委員長　どこというのはいいから、その理由はということのご質問です。

西川部長。

西川市民生活部長　詳しいことまでは分からないんですけども、反対をされたという理由といたしましては、減ることによって、単価的な問題が一番ネックにされたというようなことは聞いております。今まで100あったやつが、香芝市さんが抜けることによって、70％、60％になることによって、そのほかの構成市町の単価が上がるのではないかという議論があっての反対というようなことは聞いております。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　ちょうどそのときの組合議会、私も行ってましたけども、管理者のほうから、上がらないように汗をかく努力をするという話があったかと思うんですけども、結局その話というのはうまく伝わってなかったんかな。これは向こうさんの話なんでよく分からんけども、そこのところを評価されなかったのかなという感じはしますけども、将来的に、準備されているところはやっぱり単独でというふうに、まだ引き続き考えてはると思うんですけど、また同じようなこの話が上がってくるんですかね。この辺は予想かなと思うんですけども、見立てとしてどんな感じですか。もうこれはこの話でなしになって、従来と同じようにいくという感じでしょうか。

藤井本委員長　西川部長。

西川市民生活部長　将来的にどうというのは分かりかねるんですけども、今の現状から申し上げますと、令和８年度についても、今までどおり、組合のほうでし尿運搬はされるというようには聞いておりますが、将来どうされるかについては、把握はしておりません。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　収集の総量がやっぱり減ってる。要するに人口が減ってるとか、もろもろの要因あるんですけども、組合として将来的にこれをどうやっていくかというのは先の問題で、増えることはまずないという見立てはみんな共通してるんで、最終的にどうなるか分かりませんけども、葛城市が、そしたら、どうなるんかというところで、やはり組合として運営してる以上は、

協力する、しなければいけない部分ありますので、自分とこだけ考えるというのはなかなか難しい話でもありますし、共同処理というところの意味合いがこれから課題になってくるかなという気はしますね。これはもう意見だけですけど、確認ありがとうございました。

藤井本委員長　ほかにご質問ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようでございますので、１番の奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更に関する事項については以上といたします。

続きまして、２番、就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、内容として２点ございます。まず１点目として、令和８年４月の保育施設の入所申込みの状況について報告がございます。

それでは、この件につきまして、理事者のほうから説明をお願いをいたします。

西川こども未来課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、令和８年度の保育所の申込みの状況と待機児童についてご報告させていただきたいと思います。

令和８年３月３日時点の令和８年度の保育所申込み状況は、継続児童、新規申込み、市外への委託、待機児童を含めて1,160名となっております。そのうち、通常待機は１名、特定待機は12名の、合わせて13名となる見込みでございます。通常待機となります１名は、民間保育所への入園を希望する、医療ケアを必要とするお子様で、民間保育所において看護師等の確保が整わないということで通常待機となっております。また、特定待機12名の年齢層でございますが、１歳児が４名、２歳児が１名、３歳児が３名、４歳児が４名となっており、うち３歳、４歳の７名全員が幼稚園として１号認定のこども園等を利用されることになっておりますので、３歳、４歳につきましては、どこにも通えないというような状況にはなっておりません。

昨年度と比較いたしますと、保育所の申込者は対前年で30名減少しております。通常待機は昨年度と同様プラスマイナスゼロ、特定待機は11名減少する結果となっているところでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明願いました件につき、質問ございませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員　ただいまのご説明の中の、通常待機の１名の方に関してお伺いします。

昨年と同様の人数なんですけども、昨年と同じ方なのかどうか。昨年は待機の結果どうだったのかということをお願いします。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　よろしくお願いいたします。先ほど申し上げました医療ケアを必要とする方は、昨年度と同様の方でございます。葛城市におきましては、３歳以上を申込みの基本といいますか、ガイドラインを定めた上でお話聞かせていただいたりということを進めさせていただいてるところです。この方に関しましては、再来年度、３歳になられますので、来年度の

どこかで保護者の方と接触を持ちながら、どのような形で今後考えておられるのかというようなことを聞き取ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　ということは、要するに３歳未満だということで、この１名がそのまま残ってるという理解でよろしいですよね。違うんかな。

藤井本委員長　解決していきましょう。

西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。

申込みされてるところが民間ということもありまして、民間で看護師の手配が整わないということでございます。この方に関しましては、希望を民間保育所一本に絞っておられるような状況ですので、公立をご希望されている状況では今ない状況なんです。３歳になられるまでに公立のほうのご希望があるかどうかとかいうようなことも聞きながら、令和８年度中に対応していきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　分かりました。民間の保育所を希望されてるということなんですね。医療的ケア児というのは、本当にケース・バイ・ケースで千差万別なので、その子に合ったケアができる看護師さんが手配できるかどうかが一番ポイントかなと思いますので、その辺り、民間さんのほうで交渉を進めてらっしゃるということで理解いたしました。

葛城市は、そしたら、ゼロという認識で、ゼロということで認識してよろしいですか。そこだけ。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　通常待機に関しましては、今のところ、この方を除けばゼロの状態です。それ以外の方は特定待機ということですので、そこの保育所のみを希望されてるという方が残り12名おられる状況になっております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ほかに。

川村委員。

川村委員　よろしくお願いします。２点質問させていただきます。

先ほどの関連というか、先に奥本委員のほうの関連のことでお聞きをしたい点が１点目です。まず、そのほうから言わせていただきます。医療的ケア児、非常に市も門戸を開いていただいて、今そういった、なかなか近隣市町村でできないような保育事情を非常に広げていただいたことにつきましては感謝を申し上げたいと思います。ただ、希望が民間であるということで、なかなか環境的に、民間が医ケア児の保育をするという環境は、民間がこの周りに１園だけではないので、全体的にそういった環境整備というのはどんなもんなんでしょうかね。希望は希望で、でも公立で、これからもうちょっと保育の年齢が進んでいけば、受け入れていける、そういう環境が整ってるということですけど、そういった希望、そこに対応するということに難しい部分があると思うんですけど、実際は、民間はどんな環境なのかと

いうことが１点目です。

それからもう１点目は、これは、８年の３月３日現在で1,160名という申込みがある。特定の待機が11名減少したということで、待機が減少するということは、それだけ箱が十分にはまっていくという状況になるので、それはいいんですけども、全体的に、少子化、そういった現象が、これから数年後に、保育園のほうからいろんなお話を聞く中で、非常に子どもが減っていくということで、保育所運営についてもいろいろとそういうお悩みも聞かせていただいたことがあるんですけども、全体的に将来的に減っていって、それによって特定の待機が減っていくという状況で、それは希望が最優先されたときには、いろんな事情で特定というのが、増減というのはそんなにきちっとは読めないかもしれませんけれども、その辺り、そういった少子化によるものという影響があるのかどうかということについてお尋ねをいたします。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。

今のご質問いただきました、まず、民間保育所における看護師の状況なんですけども、やはり民間保育所において看護師を雇い入れるということに対して、なかなかやはり難しいといいますか、ハードルが高いというところはございます。まず、私どもにおきましても、葛城市において看護師等の募集もさせてはいただいた経験もございますが、なかなかやはり手を挙げていただける方が少ないというふうに感じておりますので、民間のほうになりますと、なおそこが厳しいのかなというふうな感じがしております。私どもとしては、民間保育所におかれましても、医療ケア児のほうをお預かりできるような環境を整えていっていただきたいと思っておりますので、また民間保育所のほうのご希望とかも聞きながら、どうしていけばいいのかというような対応策は考えていきたいというふうに考えております。

２つ目の質問でございます。待機児童が減ってる中で今後の少子化、どういうふうなことかということでございますが、全国的に言いますと、2025年が待機のピークかなというような話、子どもたちのピークかなというような話をニュース等で聞いたことがございます。全国的に言いますと、それをピークにして、やはり子どもの数というのは今後も減っていくというふうに全国的にも申しておりますし、私どもも同じような考え方をしておりますが、ただ、それと並行すると同時に、まず、保育所を希望される家庭の状況が変わって、夫婦で共働きされるとかいうようなご家庭も増えておりますので、保育需要が急に減るというようなふうにもなかなか考えづらいところがございます。子どもたちが減る中で保育需要が増えていく傾向にあることから、急激な減少はまだないのかなというふうに思いますが、ただ、５年、６年、10年たったときに、そのバランスがどのように保たれているのかというのを読むのは少しまだ難しいかなというふうなところが正直感じているところでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　川村委員。

川村委員　丁寧な説明ありがとうございます。そうですね。まず１点目の、医療的ケア児の環境整備ということで、今回は公立も非常に力を入れて、１つ、そういった拠点ができてるというこ

とは安心するところなんですけど、民間の保育の経営でそういったところに、まず経営ができても看護師さんが見つからない。こういった事情も大きい要因やということが分かりました。でも、本来の親御さんたちの希望というのは、医療的ケア児であっても、インクルーシブ教育の中で、やっぱりそういった環境を、共に保育がしてもらえるというとこを整える。第一義はそこやと思うんで、いろいろといろんなアドバイスもしていただいて、立地とか、そういった面でご希望はされますけども、一番本当に目的はそういうことなのかどうかということまで丁寧に聞き取りをしていただいて、それを進めていってあげていただいて、なるべく保育園に入れるような環境を第一としていただきたいということを要望させていただきます。

それから、保育の事情が非常に葛城市はよくなってきてます。特定待機が11で、要するに通常でも１ということで、通常もいろんなご事情があると。非常に保育事情というのはよくなりました。今度、民間がそういったニーズに応えていただくべく、非常に広げていただいた環境、たくさん保育してあげるという環境をつくっていただいたんですけども、やっぱりこれからの少子化、でもそのニーズもあるので、そういったお子さんをお産みになられたご家庭に、本当に保育しやすい葛城市であるということを、満足せずにアピールをしていただいて、そこは子育てしやすい葛城市やということをやっぱりしっかりと、新しく住居を構えていただいた方にそういったことを教えていってあげていただきたい。これによって非常にそういった保育所事情も入っていきやすいという、そこがこれからの、丁寧に、課題やと思います。

今まで一生懸命努力していただいて、今、急激にそうはならないですけども、それは広げていただいて、みんなが入れるにこしたことはない。ここまでの整備をしていただいたことには非常に感謝をするところですので、また引き続き、状況を見ながら、できるだけ皆さんがご希望のところに入れるというアドバイスを指導していって、入れるようにしてあげていただきたいというふうに希望させていただきますし、お願いをいたします。ありがとうございます。

藤井本委員長　要望ということでいいですか。

川村委員　はい。

藤井本委員長　ほかにご質問、意見等ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長　よろしくお願いします。僕が議員になってから見させてもらって、かなり減って、待機児童に関しては、かなり取り上げていただいて頑張っていただいてると思うんですけども、これは、わがままな、いつも言うてる意見なんかも分からないですけど、うちは小規模保育があって、普通の保育所に上がっていくというパターンのときに、兄弟おられるご家庭とか、分かれちゃうじゃないですか。必然的に。そのお父さん、お母さんが、次、何とか同じ保育所入れたりたいねんけど、大丈夫かなという声を結構聞くんですけど、それ前も聞かせてもらったと思うんですけど、そこですよね。結構細かくて、わがまま、入れてるとは思うんですけど、この数字を見る限り、ただ、ばらやったら、お母さんは２回送らなあかんわけじゃ

ないですか。その辺の事情っていうのをちゃんとやってくださいってこの前言っといたんですけど、その辺の、ここでは見えない状況なんで、教えていただきたいのと、もう一つは、今、第１希望から第８希望ぐらいまで書けるわけなんですけども、第１希望に入れてる方々ってどれぐらいなんですかね。そこに行くのがいいんかなと僕は思うんですけども、その辺、分かれば教えていただきたいのと、あと、こんだけしっかり受け入れていただいてるということは、保育士さんの確保というのもやっぱりずっと課題になってると思うんですけども、特に公立の保育士の先生とか、僕、お話聞くと、やっぱりちょっと負担かかってるのかなという、相談でもないですけども、ぐちでもないですけど、よく聞くんですけども、その辺の、例えば途中で産休入りますねんとかなったときに、今おられる現場の保育士さんたちにざっと荷物が載るわけじゃないですか。そういう現場の声というのは集められてるんですかね。

藤井本委員長　以上３点お願いします。

西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず１つ目のご質問いただきました、兄弟で異なった状況でございます。令和８年度において、兄弟別々の園に通う予定の世帯は22世帯というふうに今把握しております。まず１つ目で、令和８年度に引き続き、令和７年度中別々だったんですけども、令和８年度も引き続いて別々になってしまったと世帯というのが１世帯だけございます。新規申込み、新たに８年度、新しく申込みいただいて別々となるであろう世帯が１世帯、それから、希望して、継続して別々の園を選択、今年度別々やったけども、来年度もそのままいきますというふうにおっしゃられてる世帯が５世帯、上の兄弟が小学校等に入学されたことによって、別々というのが自然的に解消という形になりますが、その世帯が５世帯、希望されたとおり、同一の園に入所できた世帯が10世帯ございます。

兄弟入所に関しましては、なるべく兄弟ご一緒に登園していただけるような形で、加点というような形を設けさせていただいて、配慮させていただいてるとこなんですけども、定員をオーバーしてるところをご希望されると、なかなか一緒になることがまだ難しいような状況がまだ少しあるかなというふうに感じております。

それから、第１希望どおりに入れた世帯に関しましては、今、数字を持ち合わせておりませんので、また何かの機会でご報告させていただけたらと思います。

それから、公立の園に関しまして、保育士の負担とかって把握されてるのかということでございますが、年明けましてから１月、２月で、葛城市の公立の保育士、会計年度さん合わせて約140名ほどございますが、部長と一緒に面談等をさせていただきまして、何かご不安に感じてることがないのかとか、何かご希望とかで、保護者対応であったりとか、園の中の状況とかで何か問題を抱えてて悩んでることないかとかというのを聞かせていただいてます。

その中で、確かにおっしゃっていただいてるような、勤務の状況に応じて、例えば職員が育休であったり、産休であったりとったときのしわ寄せが、多少なりとも会計年度のところにも来るんですよというようなことをおっしゃられる方もおられます。我々も聞き取ってお

る状況の中で、園としては、例えば人手の少ない朝の時間帯とか、夕方の時間帯、夜の時間帯等に保育士を確保したいんだけども、なかなかそこに希望に合った方が見つからないというような現状もあって、なるべく皆様に均等な形でそこを埋めていただけないかというようなことをこちらのほうからお願いすることもございます。中には、それがご家庭の都合で難しいという方もおられますので、なかなか、全ての方、平等にそれが解消されているのかと言われると難しいところもございますが、どこの教室にも属さない先生方をフリーというような形でもう少し拡充できれば、その辺りのところも解消できるのかなというふうに思っておりますので、そういったところも園と相談しながら、少し考えていかせてもらえたらなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　１つ目の、兄弟の入所に関しては、小規模保育から上がっていく場合は致し方ないんですけど、やっぱり最初が肝心やと思うんです。例えば、今別々で、僕が聞く声ですよ。別々で、一緒に入れたいけど、下の子が友達もうできちゃったから行きたくないねんという、これが一番困るねんて。確かにそうですよね。またもう一回、一からよいしょって友達づくりせなあかんわけじゃないですか。それは、それも社会経験としてありじゃないのと思いながら、でも子どもにそれ言われたら、この瞬間、お母さんはもう２か所送るの決定なんですよね。一番最初の段階で、やっぱり先ほどおっしゃったみたいに、加点はつけていただいてんねんけど、できるだけ、なかなか、めちゃくちゃ頑張ってもらってるんやけど、できればここは気つけて、子どもらのことを見たら余計に思っちゃうんですよね。お兄ちゃんあっち行って、僕こっちかい、みたいな。ええんか悪いんか、よう分からないですけども、そこでも、同じ園におったらお兄ちゃんいてる。その中でもお兄ちゃんの友達とも友達になれるというのが、何となく、僕がその生活見てるときにいいんじゃないのと思うから、できるだけ、一番最初のとこだけ気つけて頑張っていただきたいなと思います。

第１希望を何で聞きたいかといったら、どこが人気あって、どういうふうな理由で、何か偏ってるんかなというのを知りたかったんですけど、それはまた後で、ここがめちゃくちゃ、第１希望がここにだーっと集まってて、第２希望に皆、どういうやり方をやってるのか分からないですけど、それが知りたかったんで、それ知っとったら来年も対処できるじゃないですか。そういうとこも、また後で、分かったらでいいんで、教えてください。

あと保育士さんの件に関しては、もうほんまにやっていただいてるのは分かりますし、面談もやっていただいてるのも知ってるんですけど、今、聞き取りにくかったんですけど、面談って誰がやってはるんですかね。面談の結果報告というのはどこにあるん。聞いて終わりですか。アンケートじゃないけど、こういう声がありましたというのは、それは面談しただけで終わりなんですかね。その後どうなってるのかというのは。いろんな声あると思う。だって140人とおっしゃったじゃないですか。140人もよう面談できたなと思うんですけども、その声というのはどうなってるんですかね。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。

面談の中身なんですけども、先ほど申し上げた以外にも、例えば園の中で何か施設的に、具体的にどこか修繕が必要なところがないかとか、そのようなところ、保育士の方の目線でどのように見られてるのかというようなことを聞かせてもらってますので、例えばどこの修繕が欲しいとか、何々が壊れてるとかいうことがあれば、早急に対応できるものはそこで対応させていただいてます。その中で異動の希望とかというようなことも聞かせていただいたりもさせてもらいますし、そこは部長と一緒に共有させていただきながら、こういう希望があるんだなというような、どこに公表するとかいうわけではないんですが、例えば先生方が持っておられるご希望とかでも、なかなか園におられる副園長のほうにも伝えにくいとかというようなこともありますので、そのようなことも聞かせていただいて、副園長のほうにフィードバックさせていただいたりとかいうようなこともさせていただいてます。

何かどこかに公表するために行っているとかというわけではなくて、園の皆様の、今どういうふうに感じておられるのかというようなことを私と部長で把握させていただいてるというような感じでございます。よろしくお願いします。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　３回目なんで質問はあれなんですけど、そういった声で、何か壊れてるとか、それはそれでええと思うんですけども、さっき最初おっしゃったみたいに、産休入るときに、例えば極端な話、このクラスの子たちの内容、言いにくいですけども、荒れてる学級であったりとかっていう相談とかっていうのは、何か今の話やったら、機材壊れちゃったとか、それは修繕したらええんですけど、じゃなくて、保育士さんのメンタルというか、中身のことについてというのは、２人で聞かれてるから、２人で、公表せえとは言ってないですけども、副園長に言って終わり。でも、多分もっといろんな声出てると思うんです。個人的には。あんまりないってこと。機械が壊れたとか、そんなんばっかりってことですかね。質問になっちゃいますね。ほんなら、後で教えてください。

藤井本委員長　一旦切りますけど、また続いてやってもらっても結構ですよ。

第１希望の入所される割合というのを後で言いますということですけど、今日言うてくれはるのか。次の委員会ぐらいになるんですか。作業にかかる時間、時間が作業にかかる……。

西川課長。

西川こども未来課長　少し集計に時間をいただきたいと思いますので、できましたら、改めてまた６月等でご報告させていただけたらありがたいです。

藤井本委員長　よろしくお願いします。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、次に進みます。

次に２点目として、小規模保育事業における国の法律改正に伴う本市の対応についてという報告がございます。これにつきまして、理事者、説明をお願いします。

西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

昨年の12月の議会におきまして、葛城市の家庭的保育事業等の設備及び運用に関する基準を定める条例と、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、国基準に自動的に整合するリンク式に改めるということで、円滑な運営を確保することを目的に、条例のほうを全部改正させていただきました。その際でございますけども、政令等に改正があっても条例を改正しないということになりますので、議会への説明は従来と同じように丁寧に説明させていただきますというふうにご答弁させていただいております。

このたびなんですけども、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う内閣府令等の改正によりまして、来月、令和８年４月１日より、３歳から５歳を限定とした小規模保育事業の実施を可能としますという改正が行われ、本来ならば条例の改正が必要になりますが、先ほど申し上げましたとおり、自動的に国の基準にリンクする形に改めておりますので、今回、条例改正の必要は生じませんが、その内容につきましてご説明させていただきたいというふうに思います。

満３歳以上限定の小規模保育事業は、本来はこれまで０・１・２歳向けだった小規模事業の枠組みを拡大いたしまして、３歳以上の子どもを専門に受け入れることができる事業となります。この事業は、国家戦略特区で実証実験をされた後、来月から全国で制度化されるというような流れになっております。

まず、この創設に至る経緯と背景でございますけども、当初、小規模保育事業は、待機児童の多い０・１・２歳の受皿として創設されました。しかし、３歳になると卒園しなければなりませんので、都市部等ではその後の受入先が見つからないということが問題になったりしております。この問題を解決すべく、2017年から国家戦略特区限定で規制緩和が行われまして、３歳から５歳のみを対象とする事業も認められるようになりました。

特区での実施の結果、障がいをお持ちである子どもさんや大規模な集団保育になじめない子どもさんにとって、少人数での環境が適しているというような成果も確認されたことから、この仕組みを全国の自治体で導入されるように改正がされました。このメリットといたしましては、単なる待機児童の対策だけではなくて、子どもの特性に合わせた保育環境を用意することを目的としております。

１つ目は、０歳から２歳向けの小規模保育所を卒園した後でも、同じような少人数での環境で保育を受けることができるようになること。２つ目として、大人数の幼稚園や保育所ではストレスを感じてしまう子どもさんもおられるということで、手厚いケアが必要な障がいを持ったお子さんであるとか、定員19人以下の家庭的な環境は大きなメリットというふうに考えられております。３つ目といたしましては、大規模な保育施設を維持することが難しいという人口減少地域もございます。単に子どもの数が減る以上に、保育施設の維持費は大きく減らないというようなことや、年齢別のクラス分けが成り立たなくなるというようなことも起こっておりますし、何より保育士の確保が難しいといったことへの解決策というふうにされております。このようなことが改正のメリットとして挙げられまして、３歳になったら大きな集団に入らなければならないというこれまでの常識とは少し変わりますが、３歳以降

も少人数で手厚い保育を選べるようになるというような改正でございます。

葛城市におきましては、満３歳以上限定の小規模保育事業の実施を検討しているわけではございませんけども、このような改正が行われますので、ご承知おきいただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明いただきました件につき、何かご質問ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員　１つ確認をさせていただきます。

今、葛城市では、こういった家庭的保育を、３歳以上の受入れというのは考えていないというふうにご答弁いただきましたけども、実際に保護者のほうから、そういう事情ではないけれども、卒園を３歳になったらしますよね。非常にその環境に慣れて、ただ、家庭的保育の面積というのは狭い。でも、狭いけれども、さっき言われたみたいに、狭い環境が合うというお子さんもいらっしゃる。保護者から、こういった制度ができる以前に、そういった希望というのはなかったんでしょうか。それだけ確認させてください。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。

今ご質問いただいた内容等で、引き続き、そもそも、やはり３歳以上の小規模でお預かりできるという施設がもともとありませんので、そういうのがあったら行きたいというようなご希望を聞いたことはないんです。そのように感じておられる方もおられますけども、大前提、やはり集団保育というようなことを前提として保育所等がお預かりしている中で180度違うような新たな制度ができるということですので、これが周知されていけば、ご希望される方もひょっとしたら出てくるかもしれませんけども、現時点では、私どものほうにはまだ届いていないという現状でございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　川村委員。

川村委員　今、小規模保育は民間に委託されてますから、そういった方たちとそんなお話合いをまだされてる状況ではないのかなと推測はいたしますけれども、特に障がいを持ったお子さんとか、そういった家庭の事情で希望されるという、門が開いたということを知り得て、そういった希望がある場合、これからそういったこともあり得るのかなというふうに思います。ただ、集団生活を３歳からの、葛城市には大規模保育できるところありますので、そこにスムーズに入れてるという環境が整っている状況の中で、その必要もないというふうにも解釈できるわけですので、１つだけ、今聞きたかったのは、保護者からの希望がないかというところですけど、これから、そういったヒアリングを、１つの、そんなこと言ってもらったことないわというようなことにはならないような形を取っていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。要望だけです。

藤井本委員長　ほかに質問ないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長　あんまりよく分からないんですけど、今、２つあるじゃないですか、小規模。葛城

市で、もし、考えてないとおっしゃったけど、考えるのは業者さんなんかなと若干思ったりもするんです。業者さんなり、市民の皆さんが必要だなってなったらつくるような気するんです。そういうわけじゃないんですかね。だって、今めちゃくちゃええことおっしゃったじゃないですか。障がいを持った子どもたちとか、小規模のとこがいい子どもたちが適してるから変えたんでしょう。できるようにしたわけじゃないですか。それが、業者さん、だから今やっておられる、運営されてる方々と、どういう判断、うちは大丈夫ですってなってるってことですか。分かりますか、言うてる意味。葛城市としては必要ないルールが、今、国から来たって、あんまりよく分からないんですけど、でも、やられるとしたら、どうなるんですか。やっぱり施設も大きくしなあかんしって話になってくるから無理やという話、どういう意味なのか分からないんですけど。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。

まず、数年前に小規模保育所、０・１・２歳のところを誘致して、２か所できておるような状況なんですけども、私どもの市だけに関わらず、全国的な話なんですけども、例えば３歳、４歳、５歳の小規模保育所を開設したいということになれば、また同じような形で民間のほうから誘致してくるというようなことも考えられ得るかなというふうに思いますが、今改正されたばかりの法律で、直ちに、先ほど申し上げたのは、葛城市として必要なので誘致してくるとかいうような状況ではなくて、川村委員おっしゃっていただいたように、ご希望の声が上がってきて、それが必要となるようなことがあれば、法律がそうなっていくわけですから、検討すべきことではないかなというふうに、今現状ではそのように考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　先ほど答弁で、ないからそういう声がないんだろうという話やから、今から調査していくって話でいいんですかね。そういうことですよね。最初に気になってるのは、葛城市やる方向ではないと結構明言されたんで、じゃなくて、例えば業者さんに、今、引き続き、０、１、２から３、４、５も小規模で見たほうがいい子どもたちがおるのか、おらんのかというとこから始まると思うんですよね、これ。そういうルールがありますよというのを保護者の方が出して、子どもたちそっちのほうがいいよねというふうになると思うんやけど、それをやらないわけじゃなくて、これから調査、検討していくってことでいいんですかね。

藤井本委員長　西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川です。

具体的にアンケートをとるとかというようなことは今時点では考えておりませんが、自然と湧いてくる声というのはもちろんあると思いますので、そのような声に関しては丁寧にやっていきたいなというふうに思っております。それを踏まえた上で、開設するか、しないかというのは、まだ今、明言できるわけではございませんので、控えさせていただきたいとは思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長　そういうことですよね。分かりました。

ほかに質問ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようでございますので、就学前児童の保育と教育に関する事項については以上といたします。

次に、３番目、学童保育に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、内容として２点ございます。まず１点目として、学童保育所における小学校長期休暇中の昼御飯、昼食の提供に関しての報告がございます。報告よろしくお願いします。

新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。よろしくお願いします。

学童保育所における小学校長期休暇中の昼食の提供につきましては、保護者の負担軽減のため、希望者については、外部事業者によるお弁当を学童保育所に配達していただけるような方法がないのかなども含めて、現在、調査研究させていただいているところであります。

令和７年12月15日の厚生文教常任委員会では、まずは保護者のニーズを把握するためにアンケート調査を実施させていただいた内容と結果についてご報告させていただきました。そして、アンケートの結果やアンケートでいただいたご意見を参考に、更なる具体的なニーズ、また、本格的に実施した場合の問題点等を把握することを目的といたしまして、この冬休みに、事業者の協力の下、学童保育所への昼食宅配を試験的に導入させていただきました。

本日は、試験的に導入した後、実施いたしましたアンケート結果について、お配りさせていただいております資料の概要版に沿って説明させていただきます。なお、概要版とは別に、保護者及び職員別に分けたアンケート結果の詳細について、また、最終ページには、参考までに児童の声も添付しております。

それでは、概要版をご覧ください。まず、調査概要です。本アンケートは、昼食宅配サービスの試験的導入について、保護者及び職員の評価や課題を把握することを目的として、令和８年１月及び２月時点での利用登録のある児童の保護者、学童保育所所属の職員に実施したものです。調査は令和８年２月12日から２月24日まで実施し、各学童保育所を通して二次元コードを記載した文書を配布し、ウェブアンケートにより回答を収集いたしました。

次に、回答状況です。保護者アンケートは、対象552人のうち207人から回答があり、回答率は37.5％となっています。職員アンケートは、在籍48人のうち44人から回答があり、回答率は91.7％となっています。

続いて、３、主な結果です。保護者アンケートでは、昼食宅配サービスを実際に利用した割合は14％となっており、利用理由としては、お弁当づくりの負担軽減が79％と最も多くなっています。一方で価格については、「少し高い」、「高い」とする回答が約55％となっています。また、利用していない回答者の中でも、「条件が合えば利用したい」とする回答が76％見られました。職員アンケートでは、昼食宅配の導入により業務負担が増えたとする回答が57％となっています。一方で、配達から保管、配膳までの流れについては、「おおむね問題ない」とする回答が80％となっています。また、本格実施については、「問題ない」、ま

たは「条件つきで実施が望ましい」とする回答が46％となっています。

最後に、４、まとめです。アンケート結果では、保護者からは、弁当づくりの負担軽減につながるとの理由で利用したとの回答が多く、一定のニーズが確認されたところです。一方、「価格が高い」、「少し高い」との回答が半数を超えており、費用面が利用の課題となっていることも明らかとなりました。また、未利用者のうち約７割が「条件が合えば利用したい」と回答しており、価格や利用条件によっては、今後利用が広がる可能性があると考えられます。

一方、職員アンケートでは、昼食宅配により業務負担が増えたとの回答が一定数見られましたが、業務の流れについては「おおむね問題ない」との回答も多く、本格実施に肯定的な回答も一定数確認されました。

市といたしましては、こうしたアンケート結果を踏まえ、保護者ニーズ、価格の面の課題、職員の業務負担などを総合的に整理しながら、暑い時期である夏休みに、違う事業者も含め、もう一度、試験的に導入を実施できればと、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　ただいま説明願いました件につき、質問ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員　早速こうやって試験的にやっていただきまして、大変な作業やったと思いますけど、ありがとうございます。やってみないと分からないという、こういう結果だったと思います。保護者のニーズというのはどれほどのものなのか。実際はお弁当を作るということが当たり前でずっと来たんですけれども、ただ、私、今回の試験は、これまで、まだ比較的、冬休み、今度は春休みになるんですけど、一番ネックなのは、主婦の方は分かると思うんです。夏の弁当なんですよね。夏は非常に気を遣うんですよね。夏は、やっぱり持たせる弁当が傷まないかとか、そういったこともあります。業者さんは、作るタイミングと、あとは保冷、保管の状況、そして食べるちょっと前に持ってくるという、時間的には非常に、朝からお弁当を作ってくるよりも時間的なものが非常に短い。それによって腐敗とかが心配にならないということが大きなメリットやと思うんです。そこをクリアできないかなという思いもあって、そして、朝、多忙な状況の保護者の助けにならないかということで、この２点でどういった結果が出るかなと。

そして一番、私も懸念してたのは、職員さんの業務負担ですよね。アンケートの結果はこういったことです。業務負担の部分ですね。職員さん、学童保育の業務というのは、これ以外にいろいろあると思うんですが、この際、仕事の時間的な配分とか、どういった業務を日々されてて、そこにこのお弁当宅配が入ったときにまたどのぐらい時間が取られて煩雑になるかという状況を、分かる範囲でいいので、答えられたら答えていただきたい。今ここに、アンケートでは、業務負担があると言いつつも、非常にそれに対して肯定的にも言っていただいてると。この辺りが、流れとしてはいいけども、業務負担はあると。ここをお答えいただきたいなと思うんですけども、よろしくお願いします。

藤井本委員長　新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。

日々の業務については、途中でおやつがあったりですとか、もちろん自由な時間であったりの見守り、また、宿題を学童では見てる時間帯とかもあるので、宿題を教えるとかはないんですけども、見守ってるというところですね。その時間帯の業務はあるかと思います。

今回の業務負担が少しあったという話の中では、事業者さんと保護者の間で注文等完結するようにはしてたんですけれども、実際届いたお弁当が１つ足りなかったとか、急にキャンセルしたのにそれが反映されてなかったりとか、業者とのやり取りが少し保護者との間に挟んだような状態があったということで、少し負担があったということを聞いてます。なので、業務の流れとしては、お弁当を業者から配達していただいて、受け取って、受け取ったまま保管しておりますので、最後も、どの児童が注文したかというのも一緒に渡してくださいますので、それでお配りするというところまでなので、それ自体には特に大きな業務負担というのはなかったと聞いています。

以上です。

藤井本委員長　川村委員。

川村委員　最初に、いろんな問題点というのはケース・バイ・ケースで出てくるんだろうけど、それは解決していくとみなしていっていいのかなというふうに思いますけれども、これ、ぜひ夏休みまでやっぱりやっていただきたいなと。それで保護者がどれほど、この宅配弁当のサービスについてどれぐらい評価いただくのかというとこまでは見ていただきたい。数的にも期間的にも短いので、業者さん１者だけでやられたと。ならコープさんですよね。それで値段が高いっていっても、比較もできないし、だから、お世話かけるんですけれども、もうちょっと様子を見ていただくということを試験的にやっていただきたいということをお願いをしておきます。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

福本委員。

福本委員　福本です。

これやっていただいて、非常にいいのかなと思って、ありがとうございます。１食633円、高いというふうなところで、総合的な満足度も、満足していない方もいらっしゃるというふうなところではあるんですけれども、お子さんたち、多分それぞれいてはると思うんですけど、食べ残しとかもあるというふうにも書いてあったので、お子さんたちは満足するぐらい食べれてたのか。ちょっと少なかったよ、多かったよというところの声というのは聴取されているのかどうか。もし、多かったら、減らすことで価格を抑えるだったりだとか、そんなことも検討できるのかなというふうにも思ったので、その辺り、お聞きしてるんであれば、教えていただけたらと思います。

藤井本委員長　新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。

児童のほうにはアンケートを別でつけさせてもらってるんですけども、その中で、自由に記載してくださいという内容の中に、少し御飯の量が多かったですとか、冷たいままでの配

送になってくるので、固かったという意見はありました。おかずについては特に意見は聞いておりませんでした。

以上です。

藤井本委員長　ほかに質問ないですか。

奥本委員。

奥本委員　今の児童アンケートのとこのページなんですけども、家から持ってきたお弁当が食べたいという子がやっぱり多いんですよ。半数以上、やはりそうなんです。この中には、利用してどうでしたかというところで、「よくなかった」、「嫌だった」という子が多分含まれてる。これ、含まれてないのか。食べてない子と分かれてるんですね。ということは、この辺の子どもたちの評価というのが、そこの「嫌だった」というところの内容と「食べてみたくない」というところがどこにあるんか。その辺のところをもう少し掘り下げたら、利用してもらうためには何を改善したらいいかというのが見つかるかなと思うんです。それは、もしかすると、食事の内容、メニューのことなんか、あるいは味つけなんか、その辺りが見えないんです。今現状、選択肢が１つしかないというとこですけども、保護者にとっては、多分これは非常に有意な事業かなと思ってるんですけども、実際に受ける子どもたちがその辺どう考えてるかというとこもやっぱり重要視しないといけないかなと思ってますので、今後、これ、手始めにまずやったということですけども、ほかの事業者さんが何か手当てできるという見通しあるんでしょうか。そこでの比較というのは、できるんであれば、もう一度見てみたいなという気はするんで、その辺の予定というのはどうなってますか。

藤井本委員長　この質問は続いてますけど、お答えください。

新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。

他の事業者については、今現在、当たっておる最中でございます。できそうかなというところもお声聞いておりますので、その辺を詰めていきたいなと思っております。

児童の意見なんですけれども、家から持ってきたお弁当を食べたいとかという意見は聞いてます。やっぱり親としては、子どもにしっかり食べてほしいという思いから好きなものを入れるというのもあるので、親のお弁当がおいしい、欲しいですという声は聞いております。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　そうかなと私は思ったんです。やっぱり子どもたちが好きなメニューじゃなかったかなというとこが大きいかなと思うんです。その辺り、やっぱり学童で食育指導までやるんかどうか、踏み込むんかどうかというとこにかかってくるかなという気がする。学校給食の場合は、メニューがあって、いろんなことを考えながらこうやって、苦手な食材でもうまくおいしく食べるようにしましょうというとこですけども、宅配の弁当まで、そこまで求めれるんかというところがよく分からないですよね。かといって、やっぱりご家庭で好きなものばっかり食べさせるって、それも１つどうかなという気はしますので、この辺り、１つ課題かなというのはこの結果から見えてくるかなという気がするんです。好きなものだけを食べるという

か。

それともう一つは、今、恐らくは、今日の献立って１つだけかなということですけども、例えばコープさんであっても、この中から複数選べますよというのが、そういう手だてがとれるんかどうかですよね。そしたら、明日のメニュー、こういう宅配の弁当あるけど、何選ぶというのが、家庭の中でもそういう話もできるかなという気が。その辺りの選択肢もどうですかね。

藤井本委員長　新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。

コープさんのほうにも、複数メニューできないかというのもお尋ねさせてもらったんですけども、やっぱり製造過程が変わってくると、そんだけ煩雑になってくるので、なかなか難しいなということで、試験的でもあったので、１食でさせてはいただいております。今後、そこも課題かなとは思っております。また、職員負担のほうも、やっぱりいろいろなお弁当が混ざるというのは、分けるときに取り間違いとかもあってはいけないことなので、その辺も考えていかないといけないところかなとは思っております。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　分かりました。課題は、そもそも、突き詰めていくと本当にいろいろあると思うんです。アレルギーの対応をどうするかとか、その辺りの、お弁当の保管のときに混ざらないかとかもあると思うんですけども、１つ、これ、導入するに至った一番の契機というのが、保護者の夏休みの間の負担を軽減するということですんで、そこに関しては評価していいかなという気はします。

藤井本委員長　ほかに質問ないですか。

木村委員。

木村委員　よろしくお願いします。職員さんのアンケートで児童の体調不良１ってあるんですけども、これはどういった内容か、把握されてるのか、教えていただきたいです。

藤井本委員長　新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。

その日、調子が悪くて食べられなかった。これでいっぱいで、もうしんどいですということで、学童には来たけれども、体調が思わしくなくて、お昼御飯を食べなかったというのは聞いております。

藤井本委員長　木村委員。

木村委員　体調なんですけど、これ、僕、見たら、食べたときの子どもが何かあったんかなと思って、それじゃないということですね。

新澤子育て支援課長　はい。

木村委員　分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長　でも、これを見る限り、そうとりますよ。せっかくのアンケートやから、給食というのか、お弁当関係なく体調悪かったということでしょう。

新澤子育て支援課長　はい。

藤井本委員長　今後ご注意ください。木村委員、ありがとうございます。

ほかにないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長　一生懸命やっていただいて、本当にありがとうございます。こうやって実験的に、議会と共にやっていってる感じがして、すごい何かうれしい感じするんですけど、僕は、保護者の方々の長期休みの負担軽減で、ようやってくれてるという声は聞いてるんですけど、今、業者さんはならコープさんと、次、また変わったりするわけで、かなり模索してやっていただいてるし、今、奥本委員さんおっしゃったみたいに、メニューの改善であったり、値段ですよね。これ下げていったらもっと利用されるんじゃないかとか、あと書いてあるのが、注文の仕方が複雑だみたいなことが、これも課題なんかなと思うんですけども、目指すところは夏休みだと思うんですよ。ここで新澤課長は多分、魂の、そこの結果が全てじゃないですか、恐らく。何年も何年も試験できへんわけじゃないですか。これ、でも、課長的には、誰的にかはよく分からないですけど、どうやったら導入なんですか。どうなったら導入なんですかね。例えば、目標数値じゃないですけど、僕の周りは少なくとも喜んでいただいてるんですよね。この評価を見る限りも、条件が合えば使いますという人も結構おられるし、そこをクリアできれば、冬から導入、どういうスケジュールなんですかね。

藤井本委員長　新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。

保護者のお弁当作りの負担軽減という考えからいくと、本当に本格導入していけたらいいのになと思っております。まず、また夏休み、本当に長期になりますし、暑い時期にもなりますので、その辺りをもう一度、試験的導入させていただける方向でまずは考えております。そこからかなと思っております。

以上です。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　そしたら、今の段階で課長的に手応えはどうなんですかね。数字上はこうですよ。僕の周りの手応えというか、評判はいいんですよね。数字上もそこまで悪くないかなと思って見てるし、問題はありますよね、様々、と思うんですけど、夏休みになった瞬間に、親御さんのこれに対する考え、また変わると思うんです。今は短いですから。でも夏休みの場合は、ほんまにずっと毎日お弁当を作らなあかん。お弁当だけ何とかしてくれんかという人めちゃくちゃおったからね。そこで、今、現段階の手応えというか、悪くない感じという認識でいいですかね。評判というか、声というか。アンケート上はこうですよ。その辺の、例えば現場行ったときの声であったりというのは、あんまり聞かれてないんですかね。

藤井本委員長　新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。

やっぱり保護者のニーズはあるものと思っております。本当に夏休みに向けて、私たちも、もう一度、試験的導入したいなというところがありますので、お願いいたします。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　夏休みがやっぱり、僕、ほんまに、前行ったときも、夏休みですからって話してたんで、できるだけこれを反映して、値段のとこが一番僕は気になってるんですけども、値段下がれば質も下がるでしょうって話もなってくるんで、その辺のバランスだけうまいこと考えていただいて、ほんで、注文の仕方というのは、確かにこの時代、ちょっとでも面倒くさかったら、もうあかんわってなるんですよね。その辺はかなり、それは業者さんが頑張るもんなので、その辺の選定だけよろしくお願いしておきます。

取りあえずは以上です。

藤井本委員長　以上、要望です。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようでございますので、進みます。

２点目として、忍海小校区学童保育所工事の進捗についてのご報告があります。理事者、説明をお願いいたします。

同じく、新澤課長。

新澤子育て支援課長　子育て支援課、新澤です。

忍海小学校区学童保育所整備事業の進捗と今後の予定につきましてご報告いたします。

忍海小学校区学童保育所の整備事業につきましては、児童にとって十分な保育環境を確保するため、少しでも早く完成させ、特に６年生におきましては、新しく完成した学童保育所で少しでも長い時間過ごさせてあげたいとの思いから、令和８年４月中旬に予定されております子ども・子育て支援施設整備交付金の内示決定後、可能な限り早期に契約し着手できるよう、12月補正での債務負担行為をお願いさせていただいたところでございます。

進捗状況ですが、現在は設計業務を終え、これらの設計図書を基に整備工事に係る公募要件の整理をし、工期の検討、参加要件の設定を行いまして、令和８年３月10日付で一般競争入札の公告を行い、広く事業者を募集しているところでございます。今後の予定ですが、この入札に参加しようとする事業者は、一般競争入札参加表明書を令和８年４月２日までに提出いただくとともに、電子入札システムにより４月15日正午までに入札いただき、同日午後２時から開札する予定としております。

なお、公告文の中に、入札の中止といたしまして、本工事は令和８年度子ども・子育て支援施設整備交付金を活用し実施するため、交付金の内示及び交付決定の時期等が市の想定と比べ遅延した場合、本入札を中止する場合があります。なお、交付金の内示がなされるまでは仮契約は行わないものとします。また、公告中の添付資料の入札工程表には、入札の中止を行うか否かについては、令和８年３月25日の状況をもって判断しますという条件を記載させていただいております。というのも、現時点では、令和８年度の国の予算成立が令和７年度内に成立するのかどうか確かではございませんので、交付金の内示及び交付決定の時期等の見通しが立たない状況、つまり、事業者と仮契約を結べない期間を極力短くするために、国の予算成立状況を十分注意し確認した上で進めてまいりたいと考えているため、記載させ

ていただいております。もちろん国の予算成立のめどが立ち次第、すぐに再度、入札公告を行いたいと考えております。

最後に、工事完了までの大枠のスケジュールでございます。入札完了後は、落札事業者と交付金の内示後すぐに仮契約を結び、しかるべき時期に契約議決をお願いしたいと考えております。そして、遅くても６月には準備工に入らせていただき、まずは現在の施設の解体を行い、建物本体の工事、それが終わりましたら、屋外の附帯工事、試運転や機械の調整、竣工検査を経て、令和９年１月末完成予定と考えております。

その後、備品の搬入や引っ越し、支援員と運営方法について調整、確認作業を行い、希望ではありますが、令和９年２月下旬もしくは３月初旬には開所できるよう進めていきたいと考えております。

以上、忍海小学校区学童保育所整備事業の進捗と今後の予定につきましてご報告させていただきました。

藤井本委員長　ただいま説明願いました件につき、何か質問ございませんでしょうか。

杉本副委員長。

杉本副委員長　忍海の学童を大きくしていただいて、狭かったですから、ほんまに助かるんですけど、工事とは関係ないんですけど、学童を広げてもらってるのはいいんですけど、学童にある本とか、遊ぶおもちゃとかって、どないしてはるんですかね。足らへんという声を結構聞くんです。少ないとかね。本とかも変わらへんとか。その辺はどうされてるんですかね。

藤井本委員長　前々からもおっしゃってるんで、答えられる範囲でいいです。

新澤課長。

新澤子育て支援課長　学童保育所で使用するおもちゃにつきましては、各学童保育所の主任が中心となって、現在所持しているおもちゃの状況と、あとまた、子どもたちの年齢構成、また、時代に合った遊びの内容などを踏まえまして選定を行い、必要に応じて公費により随時購入して整備を行っているところでございます。また、本については、子どもたちには一般的な児童書より漫画本を好む傾向が見られることから、令和６年度末頃に、市の職員向けグループウェアの掲示板を通して職員に呼びかけを行い、多くの漫画本を譲っていただき、学童保育所で活用し、子どもたちにも好評を得ております。なお、一般の方から広く不要となった物品を募る場合は、学童での利用ニーズに合わないものや状態のよくないものが集まる可能性もあることから、現時点では、広く募集することについては慎重に対応する必要があると考えております。

以上です。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　広く、うちも山ほど捨てるんです。どうせ選別しても捨てる。同じじゃないですか、別に葛城市で捨てるわけなんでね。廃品回収、古紙回収のときとかでも、本山ほどあるわけじゃないですか。捨てるというのも、それも１つの選択肢かもしらんですけど、いや、でも、現に現場からは、おもちゃ、本、少ないって声出てるわけじゃないですか。購入というのも分からんでもないですけど、せっかくある資源やねんから、広くというか、どこまで限

定したらいいか分からんけど、学校区の中の、これぐらいの、こんなおもちゃありませんかぐらいの、全部を受け入れようとするからややこしい話で、これ、また予算で聞きますわ。そういうふうにしてくださいというふうに言いますので、それは考えてもええんかなと思いますけどね。

藤井本委員長　今のは工事進捗ということですんで、予算でまたよろしくお願いします。

ほかにないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、３番目の学童保育に関する事項については以上といたします。

ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開いたします。

休　憩　午前１０時５６分

再　開　午前１１時１５分

藤井本委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、４番、こども・若者サポートセンターに属する事項についてを議題といたします。

先日、本市議会宛てに、こども・若者サポートセンターにおける発達支援相談体制の抜本的是正を求める陳情書が提出されました。これにつきましては、議員の皆様方に配付をもう既にしておるところでございます。本件では、まず初めに、この陳情書が提出されたことにつきまして、なぜこのような陳情書が提出されるに至ったのか、市としてどのように捉えているのかを執行部側からお聞かせを願います。

それでは理事者のほう、説明をお願いします。

川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　こども・若者サポートセンターの川﨑でございます。よろしくお願いいたします。

今、委員長のほうからご説明いただきましたように、令和８年２月17日に、葛城市手をつなぐ育成会様から、陳情書及びアンケート結果報告書のほうを受け取らせていただいております。委員長ご指摘の、陳情書が出てきた理由につきまして、こども・若者サポートセンターといたしまして、皆様方にご納得いただける対応を目指しておりますが、ご納得いただけない方もおられるということだと認識しております。これからも皆様方にご納得いただけるように努力を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長　まず、そこからのスタートということで、陳情書を出されて執行部としてどのように受け止めているか。なぜ出されたか。出されたというところには原因があるから、それについてのということは前もって求めていたところでありますけども、納得していただいていないということが認識できたと。それだけですか。やっぱりここは議会ですから、議会宛て、これは市長宛てにも出てるんですよね。陳情ということで出されてる。まだ項目まで入ってませんけども、自分たちがこども・若者センターのほうでやられてることについてご認識いただいてないということがこれによって分かったと。もう少し答えてもらわないと、やっぱり議論ということ、これ進めていかなあかんので、我々のやってることはご理解を得てない

ということでしょう。

例えばこういうケースの場合とか、何かを言っていただかないと、委員の方も、いろいろ質問これからされるだろうと思うけども、じゃあ、どうすんねんとか、過去にこういうことがあったのでこういう結果になりましたというふうな。ただ本当に理解してもらってないということは認識できましたと。これはちょっと困りますよ。

これ、ほんまに市民も見たはる、議会の常任委員会の場やし、正規な形でどうしても訴えたいということで陳情を出されてるわけですやんか。もちろん市側としても言わなければならないことは言ってもらったらいいわけで、今のは非常に私、進めるほうとして非常に困るんですけども、それしかないんですか。

これ以降は、委員の皆さん方から、委員の皆さん方宛てに陳情が出ておりますので、これに関して質問ということになりますけども、それについてお答えをいただくようにお願いいたします。今申し上げたように、私は、今のこども・若者センター所長の、この陳情に対して原因というものをどう思ってるかということについての説明は、かなり不足するものであるというふうに申し上げました。しかし、出ておりますので、皆さん方もご意見をいただいて、質問していただいて、これを進めてまいりたいと思います。

では、この陳情書に関してということで、質疑、質問ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員　では、よろしくお願いいたします。

私は先般より、こども・若者サポートセンターの、実際に運用というか、業務に関して、私たち、なかなか議員個人で、その現状というか、その現場というものは、まだ、個人情報等もありますので、なかなかそういった現状というものを知り得る機会がないわけでした。これまで私も、前置き長くなりますけれども、非常に市民さんのほうから、実際にこども・若者サポートセンターで支援というのがどうも理解できないというようなお訴えが、そうですね、七、八年前ぐらいからありました。それは個人の合うとか合わないとか、そういったこともあるのかなと思って、ゆっくりと調査をさせていただいたわけなんですけれども、ゆっくりとさせていただいてる中で、随分多くの方から、今のうちのサポートセンターの支援について、なかなか納得できない状況やということをお聞かせいただく機会が多くありました。

一般質問もさせていただいたわけですが、一般質問もさせていただきますよって言っていた最中に、石田臨床心理士のほうから、ご自分の臨床心理士としての支援の考え方というものを、議会に来られて、そして議会にわざわざ来ていただいて、こういった思いでやってますということを明確に言っていただいた。それが初めて、こんな支援の仕方をしていただいてるのかというふうに私たちも勉強させていただいたわけなんですけれども、ただ、その中で、私たちが、いやいや、こういう形でやっていただいてるよということをまたフィードバックします。そうなってくると、いやいやと、そんなこと、とんでもないと。その団体さんというのは、１人の方だけを抱えてるんじゃなくて、多くの発達障がいをお持ちの方たちの成長のプロセスをずっと見ておられる団体さんがあったわけなんですけれども、その団体さ

んが、個別の問題だけじゃなくて、全体的に非常に我々もそういった不満を聞いてると。なかなか、不満というか、うまく先生とコミュニケーションが図られない。

コミュニケーションがうまく図られない理由は何なのかなということについても、保護者は保護者なりに、こう言ったけども、なかなか、そこから自分たちに返ってくる、フィードバックするものが非常に不足している。この不足しているというところが問題なんかなというふうに私たちは思わせていただいたわけなんですけども、ただ、大きく捉え方として、国は今、早期発達障がい、または発達の疑いのある人に対して、手厚くそういった支援を求めていくということを打ち出しておられます。そして国の方針にのっとって早期発見、そして早期支援、早期療育、こういう形を就学前の子どもたちに、できるだけ早期にそういったケアをしていくという、そういった流れが今非常に色濃くなってきているわけです。

ただ、先生のいろんなレクチャーの中で、先生の考えておられることを聞いてる中で、なかなか就学前って、その疑いのある段階で発達障がいというレッテルを貼ってはいけないとか、そういったことを非常に強く言われて、そういったこともお伝えいたしました。なかなか、お伝えする中でも、議会を開いて先生のお考えも傍聴もしていただき、またインターネットでも中継ありますので、中継も聞いて、いろいろとその方たちがその方たちなりに、いろんなことを議会で先生が答弁されてることについても深く調査をされて、その結果、いやいや、自分たちだけでなく、１回議会にアンケートをとってほしいと言われたんですけれども、なかなか議会としてその温度差があったんだと思いますけども、まず調査委員会を立ち上げようというところにとどまって、ここまで今来てるわけなんですけども、その温度差というのは、なかなか、実際にアンケートをとってみて、実際どんなことを不満と思ってらっしゃるのかというのは、やっぱりまずやってみないといけない。それはどの範囲でやるのかというのも非常に悩まれました。悩まれたんですけども、身近にいらっしゃる方たちにできるだけ個人が分からないような形で慎重にアンケートをとられたというのが、今回のこの陳情書の中にアンケート結果が出ています。

アンケート結果の中で、個人を特定されないかなと、後でこども・若者サポートセンターに個人が分かって、自分たちはまた支援が、何かいろんな嫌な思いをまたするのと違うかなとか、変な圧をかけられないかなとか、いろいろと悩まれたんですよ。私は、悩む必要はないと。自分たちが思うことをここに書けばいいんじゃないですかと。書き方の問題で、ここに書かれてるのは、本当に心から思ってること、自分たちにはなかなかその情報が入ってこないことを率直に書いておられるんです。だから、この陳情の仕方がどうとかこうとかということはまずやめていただきたい。これは素直な気持ちで書かれてる。

その内容について厳しいことも書かれてます。できることもできないこともあると思います。でも、それについて決して批判をしないでいただきたい。思いのままに書かれた。思いのままに質問をされた。政治に入ってらっしゃる方じゃないですから、自分たちが直接受けた支援に対して率直な声を聞かれたということをまず大前提で聞いていただきたいと思います。

この中に、まず、先生はなぜ陳情書が出たのかという理由について納得いただけない状況

を改めて感じていると。納得できてないという方がいらっしゃるんです。でも納得できてるという方もいらっしゃるんです。これは前もって言っておきます。満足されてる方もいらっしゃいます。でも満足されてない方もいらっしゃいます。満足されてない方をほっといてはいけないんです。行政というのは、個人の病院だったら、私の治療の仕方が気に入らんかったら、よその病院行ってくださいと言えます。行政はそんなこと言えません。行政は、１人でも支援が必要やと思われたら、丁寧な支援をしていく。その立場であること、これを一番に掲げていただいて、これから答弁をいただきたいと思います。

納得いただけない状況を改めて感じていますと。納得いただけるようにしていただきたい。これは私たち議会の一番最初に、一番表に言うことですので、納得できるようにしてあげてください。これをまず第一要望としまして、この陳情理由の中で、この本文の一部を、なぜ陳情をしたかということについて、陳情理由は、早期診断や早期療育を避けるかのような運用が保護者の受診機会を奪っている疑い。私たち保護者にとって、医師の診断はレッテル貼りではありません。先生はレッテル貼りやと言わはったんです。子どもの状態を正しく把握し、保育、教育、家庭の方針を定め、必要な療育や合理的配慮につなげ、将来の安定した生活基盤を整えるために不可欠な手段なんです。

ところが保護者の自由記述の中には、センターの説明が、診断や療育のデメリットの強調に偏り過ぎて、受診に向かう保護者の意思決定を萎縮させています。結果的に受診機会を失ったと受けれる記述が複数あります。例として、紹介状がない、病院にかかれないと言われて相談を重ねたが進まなかった。療育は親が楽するためにという趣旨の発言を受け、強く抗議してやっと紹介状に至った。親のほうが強く言うたんです。そんな言わんといてくれって言うたんですよね。紹介状に至った。ずっと断られていた検査が、就学直前のために実施され、進路選択後に軽度知的と告げられた。もっと早ければ違う選択ができた。そして次です。「様子を見ましょう」が長過ぎ。いつまで様子を見るのか不明確で、不安が増大した。

この「様子を見ましょう」というのが、私もこの七、八年、いろんな現場で「様子を見ましょう」と言われました。「様子を見ましょう」と言われました。みんな同じフレーズなんですよ。私びっくりしました。何かどこかに書いてあったの、それって言ったぐらい。様子を見ましょう、様子を見ましょうで終わります。いつまで様子を見たらいいんか分かりません。全て様子を見ましょうで終わりました。

これは保育の現場、そして保護者、そして教諭からも聞きました。これだけ多くの人に様子を見ましょうと聞いたのは、私は驚きました。この辺りについて、この陳情理由が、様子を見ましょうでほったらかされたんですと。はっきり言って、そういう理解でいいと思います。様子を見ましょうっていうて、先生も何回も様子を見ましょうなんて言ってませんなんて言われて、そんなこと先生言われても、川﨑先生答弁にありましたけども、様子を見ましょうって実際言われたんです。様子を見ましょうって言われたんか、その理由を教えていただきたい。それが納得いただけるまず第一歩だと思いますので、石田先生に答弁をいただきたい。ぜひお願いしたいと思います。

藤井本委員長　石田統括心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　統括心理士の石田です。ご質問ありがとうございます。

発達というものは様子を見ないと分からないからです。日々変化していく発達というのは、しっかり様子を見ていきましょう。しっかり様子を見ることで子どもの変化が分かるということです。ですので、我々のほうでは、巡回相談員を派遣し、現場で先生方と子どもの成長発達の様子をしっかり確認しております。その流れの中で、必要な子どもに関しては、きちっと検査を受けるように誘導させていただいております。中には非常にしっかりと支援が欲しいというお母さんも当然おられますけれども、やはり障がいということに対して非常に抵抗される方もございます。ですので、そういう方に関しては、きちっと長い時間をかけて、保護者の関係との様子も見ながら、しっかり子どもの様子を支援するという形で行っております。

それが、様子を見るという中には幾つもの意味が含まれます。ただし、発達というのは、日々超えて様子を見ないと分からない。点で子どもの診断をすることは許されません。ですので、しっかり様子を見ながらという形です。我々がやるべきことというのは、就学支援委員会、子どもたちが小学校、中学校、義務教育に上がるときにどういう選択をするかというところに全力を注いでおります。医療的な診断というのは我々の範疇ではありませんので、それは医療のほうに、保護者の方がどうしても医療のほうで受けたいということを拒むことはございません。どうぞご自身の意思で行っていただければというふうに思います。

前回でも答弁しましたように、前におられた発達臨床心理士の先生が、しっかりと葛城市のほうで検査を行い、そしてリハビリセンターのほうにつなぐという道順をつけていただいてますので、我々はその流れの中で、子どもたちがしっかりと我々が見れる範囲を、様子を見ながら、相談しながら、そして最終的には医療につなぐということを法律にのっとってやっております。

以上です。

藤井本委員長　川村委員。

川村委員　様子を見ましょうというのは、まだ分からないから。分からないんです。親も分からないんです。そして、親も分からないので様子を見ましょうと言われて、そこからどう進んでいったのかなんですわ。そのままなんですよ。決してその支援を負ってくださってない。様子を見ましょうのまま、ほったらかされてるんです。ここなんです。もちろん様子を見ましょうって最後まで行き着いた人も、それは何人かおありでしょう。でも、そのままなんです。様子を見ましょうという言葉で終わるんです。これがこのような形になってるということは自覚されてるのかどうかというのは、要するに、先生が直接行かれたわけではないと思いますけども、いろんな臨床心理士さんが行かれてるんですが、でも、実際に現場で保育士さんがどんなことを訴えられてるかというと、様子を見ましょうと言って帰られるんです。ところが親は、いつまで様子見たらいいんですかと。現場の先生は、こ・若さん、何とか来て、こ・若さん、ちゃんとそのことについて言ってよと思ってるんですけど、断ち切れるんです。これが現状なんです。断ち切れるんです。断ち切れてないですか。

先生の言われることはもう納得するぐらい納得してます。それは大事であると。様子を見ていくということは、疑いがある人が、これからどのように支援をしながら、しっかりと伴走支援をしてるのかどうかという、ここですよね。どこで理解が途切れてしまったのか。多分様子を見ましょうで途切れてしまったんです。だから、理解が進まない。今回も、理解、納得いただけてない状況があるということは、そこで切れてるんじゃないんですか。これ追っていただいてますか。

藤井本委員長　石田統括心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　石田でございます。お答えします。

まず、我々のほうは、フォロー教室、前回もお話、川﨑所長のほうからありましたけれども、健診の後にきっちりフォローするように、すくすく相談等の設定を設けており、その後のフォローもしっかり相談業務としてやっております。そして、２つのフォローアップ教室、就園前の子どもと就園後の子どもに対してのフォローアップ教室も実質的に行っております。それはこちらからの声かけを、そういうふうに発達に少し特徴のあるお子さんのお母さんには必ず声かけをしておりまして、参加を促しております。それは強制ではございませんので、保護者のほうがそれに参加されるか、参加されないかは、保護者の選定になります。ただ、時間的な問題ですとか、曜日の問題ですとか、お母さんが就労されてるとかいう問題がありますので、残念ながら、参加されない方もおられますと思いますけれども、その辺りはできるだけしっかりと参加していただくように、これまで週１日だったものを週２日実施するように、今年度から始めております。それも川村委員のご指摘のように、それをもっと増やせということでしたので、できるだけの努力はさせていただきました。

藤井本委員長　川村委員。

川村委員　これ２問目になるのかな。これ今１回閉じます、自分で。

フォローアップ教室のことを聞いてるんじゃないんです。現場で巡回相談に行かれて、様子を見ましょうと言われて、そのままで、先生難儀した。保育所の保育士さんも難儀してる。ここなんです。フォローアップ教室のことなんか聞いてません。フォローアップ教室のことはまた聞きます。フォローアップ教室のことを聞いてるわけでは、話をすり替えやんといてください。フォローアップ教室ではなく、巡回相談に行ったときに、保育現場で、保育所に行ったはるんです。幼稚園に行ったはるんです。その現場で巡回相談はそう言った。それっきり。そこなんです。もう一回、これは意見として言っておきます。次また、ほかの方もあるので。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　よろしくお願いします。この話が出て、僕、個人的にお二人に話行きましたよね。皆さんの声をちゃんと聞いて判断しようと思ってずっとこれやってました。この意見言われてる方々の意見も見ましたし、僕の知り合いの方とかも話いろいろ聞きましたし、そして、近隣市に視察行ってきました。個人的にね。いろいろ話聞いてて、僕は、こども・若者サポートセンターができたときの体制というのは、多分かなり画期的やったと思うんですよ。いいねと思っとったんですけども、それが今のこの段で、本当にいいかどうかという判断も踏ま

えながら、視察行ってきました。

そこで僕いろいろ聞いたんですよ。石田先生と川﨑所長と聞いたときに、今はその感じですよ。ちゃんとやってますよ。俺それ信じてましたよ。ちゃんとやってるんでしょうね。ちゃんとやってないって言えないわね、それは。ちゃんとやってるんであろう。葛城市はちゃんとやってるんであろうと思って、他市に行って質問してきたら、こういう声が上がってますと。これ、冷静に上がってきてるわけじゃないですか。単純に現実として。上辺のことじゃなくて、現実に上がってきてるわけでしょう。これの太字は、さっき石田先生おっしゃったみたいに、様子見るっていろいろある。でも言い方変えれば、様子見るというのは、物は言いようやと思うんですよ。ほっといてるというのもあり得るでしょって話じゃないですか。それを、そんなことしてませんよ、じゃなくて、現実上がってきてるわけでしょう、今。これを受け止めましょうよ、まず一旦。

僕、他市で聞いてきて、早期発見、早期療養のこの世で、こういう意見が上がってきてるんですけども、そちらさんはこんな意見上がってきたりしますかって聞いたら、何でこんなん上がってくるんでしょうね、みたいなリアクション。どこの自治体とは言わないですよ。１か所ではないですから、僕が行ってきたんは。ということは単純に現実的に石田先生と川﨑所長が、やってます、やってますって言われても、結果これやったら、改善の余地ありでしょって話ですよ。違います。だってそうじゃないですか。もし、石田先生がおっしゃるみたいに、完璧ですというんやったら、ほな何で上がってくるんですか。いま一度聞きます。何でこれ上がってくるんですか。

藤井本委員長　石田統括心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　委員のおっしゃるように、全ての方々に納得していただくのは非常に難しい話だというふうに理解しています。ですから、我々は今後、できるだけ多くの方が納得していただけるような組織づくりというのは考えていかないといけないということは重々承知しております。そのための努力は今後も続けていくつもりでございます。

ただ、２点ほどお答えしておきたいのがあるんですが、このアンケートに関して、内容に瑕疵があるということで、８月の12日に育成会の方々に来ていただきました。その中で問題の項目についてお話をさせていただいたんです。それは録音も育成会の方は取って帰られてると思います。なぜかといいますと、その中で、このアンケートの目的を、当時来られた育成会の理事の方がはっきりおっしゃっています。行政とか議員とか、そんなことに縛られて動きが小さくなるのはもったいないじゃないですか。自分が頑張ってることがもっと広まるほうがいいじゃないですか。

このアンケートの結果を、人員配置とか増やしていただくとか、予算要求をもっとしていただくというふうにお願いするためのアンケートですというふうにおっしゃって帰られました。その後、帰り際に、先生のお話は本当によく分かりましたと。育成会でも先生に研修をお願いしたいとまで言って帰られたんですね。そういう事実が録音に残ってございます。ですから、我々としたら、育成会の方々のアンケートを無視するとか、あるいは書かれた方の

内容を否定するなど一切ございません。ただ、我々としては、その段階で育成会の方々と非常によい関係ができて、今後もその流れの中で一緒にやっていくという理解を得たものですから、我々もそのように今後努力させていただきますというふうにお答えさせていただきました。この陳情書が出たのは驚いているという次第です。

以上です。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　何を熱くなってるのか、よく分からないですけど、それ、僕あんまり聞いてなくて、今がまあまあ答えやと思うんですけども、じゃなくって、さっき言ったでしょう。途中で仲直りしたけど、分からないです、僕、録音がどうとかって言われても、聞いてないし、分からない。それ一旦置いといて、にしても、こういった声が上がってきた。ほな全部これぬれぎぬですかって話になってきたら、それはそれで否定できへんでしょう。今だって、石田先生、改善の余地あると思ってって、ここは建設的に話していきましょうよ。聞いてくださいよ。仲たがいがどうとか、あんまりよう分からないですけども、じゃあ、今、先生が思ったはる、理解が、はっきり言ったら、こっちはちゃんとやってるけど、伝わってないってことを言いたいんでしょう。だから、そうじゃないとしたら、そう聞こえるんですよ。その言い方で言われると。こっちは100点です。じゃなくて、ほんじゃあ、今、改善の余地はどこにあるんですか。

藤井本委員長　石田統括心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　やはり発達支援センターが市にないということだと思います。発達支援センターは、医師とか多職種をたくさん雇用しなければいけません。特に橿原市は、当時は発達支援センターといったら50年前からもうできてるわけですね。ですから、そのときは教育委員会が管轄だったと思うんですけども、それが移行されて、今、こども未来部になってると思います。そうしますと、予算枠の問題がありまして、医師は１時間１万円です。それだけの費用を出してしっかりとやっていくということは、我々職員のほうではなかなか難しい。逆に行政のほう、議員の方から、そういう予算組みをしていただいて、しっかりとそういう医師あるいは他の職員を雇う予算組みをしていただかないと、我々はどうしようもない。その中できっちりと我々は子どもたちへの支援を今現状でしているというところです。

杉本委員のおっしゃるように、そういう完璧な形で本当に支援はしたいですけれども、現実のところ、なかなかそれは難しいのかなと。それはもう本当に議会の先生方にお考えいただいて、そういう完璧な支援ができるように予算組みをしていただければと思います。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　僕も橿原行ってきました。すごい。おっしゃるとおり。お金かけたら、医者も来る。歯医者さんも言語聴覚士さんもおるし、ほんで、何やったら、教育と組んでるからね。一番トップは教育長ですから。ということは、通級指導とも連携できるんですよ。そういう案は、僕も確かに、先言われちゃいましたけど、そういうことをやっていかなあかんなと僕も思ってます。

予算の編成は市長なんで、お医者さんとか、それはそうやと思うけど、そういった改善策、それはお金の問題やから、どうしょうもないとこも、これ意見だけにしておきますね、３回目やから。じゃなくて、窓口対応の話なんですよね、これ。そうやって石田先生みたいに、やっぱり正しいと思ったはる人というのは、そうやってずばっと言わはりますけど、やっぱり、そんな強く言えない方とか、子どもに悩みを持ってはる方とかおられたときに、そういって、こうこうこうですよって言われたら、様子見るんですよ、じゃなくて、そういった窓口対応、だから、これ、そう感じられてるってことじゃないですか、単純に。これはもう否めないでしょう、多分、ゼロじゃないと思う。逆に言うたら、これがなかってもゼロじゃないと思います。でも僕が他市で聞いたときは、そういった声はほぼ出てないですと。何でそんな様子見たなるんですかね、みたいな。それはそれでそういう考えがあると思います。それは石田先生おっしゃってるのも一理、俺は納得できるし、それにはまった子がおるのも僕は分かってます。

ただ、そういうふうな窓口対応というか、玄関口の対応が少々まずいのではないかというのはご認識いただきたいと思うんですよ。これは。100点じゃないっておっしゃったじゃないですか。これは、僕、お二人にこの前お話しに行ったときも、お願いしたと思いますよ、僕は。それが今後にちゃんと生かされるんであれば、僕は前向いて話できますけども、引き続き、我々は間違ってないという態勢で来られたら、おっしゃるとおりですよ。お医者さんとかいるといろんなことできますよ。でも、じゃなくて、もっと手前でできることはありませんかって僕は言うてるんですよね。だってほかの自治体やったら、早期発見、早期療養で、いろんなとこに、ここ行ってください、ここ行ってください、ここ行ってくださいって、すごい言うんですって、やっぱり。ほんだら、お父さん、お母さんは、それを言ってほしくないお父さんやお母さんもおる。それも重々分かってる。でも、その中でも、こんだけちゃんと行政が窓口案内してくれて、ここ行ってください。何やったらお医者さんに相談もできるよという体制、それは理想ですよ。でも、以前にもこういったところ行ってみたらと。いや、様子見ましょう。様子見ましょう。いや、正解かもわからん。それ俺分からないから。でも、それが不正解の人がおるわけじゃないですか、少なからず。そこはご認識いただきたい。お願いですわ、これ、僕。もうはっきり言って、お願い、これは。

藤井本委員長　石田統括心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　残念ながら、そういうふうな形で十分に説明できていなかった臨床心理士がいるかもしれません。そのことについては、我々がしっかり指導させていただいて、今後そういうことのないように。

以前、副委員長おいでいただいたときにその話もして、やはりこういうことが問題だから、我々はそういうふうにしましょうねということで、日々、川﨑所長含めて、臨床心理士のほうには話をし、指導しております。恐らく、だから、ここ二、三年は、ほとんどそういうふうな話は出てないんじゃないかなというふうに、少し前にはそういう方も残念ながらおられたのは事実ですけども、この二、三年は、ほぼ、恐らくそういう話は出ていないはずだというふうに思っています。

それと他市との関係ですけれども、やはり予算の関係ありますので、我々はそんなに高望みしてるわけではございませんが、例えば奈良市、実は、いわゆるグレーの子たちが増えて、本来25日、療育使えるはずなのが、現実は一月に９日しか利用することができなくなっております。そして、本当に必要な子どもたちに関しては、かなりの児童発達支援室のほうから書類を出して、出さないと25日認められないということで、そういう施設のほうがひいひいしてまして、過重労働になってると。

奈良市のほうでは、２つの団体が奈良市での営業を占めるという状態にもなっております。それが今、高田と橿原のほうに移動してきてるんですが、南部のほうは割と今、まだまだ認めてくれるということですので、我々もできるだけそういうふうにはしたいんですけども、本来、特別支援法というのは、障がいがあると認定された子どもに使用する法律でありますので、本当に必要な子たちにできるだけたくさんの日数を使ってもらえるような努力というのは今後続けていきたいというふうに思っております。

元へ戻りますけども、副委員長のおっしゃったように、我々は、しっかりと現場の対応について、今後も、それを勘違いされることについては、威圧的ではありませんし、我々の言うことを聞けということでは全然ありません。それぞれの能力を十分に生かしていく指導をしておりますので、今後も、その辺り、しっかりと話合いをした上で理解していただくように努力したいと思います。

以上です。

藤井本委員長　石田統括心理士さん、先ほどちょっと外れていかはったけども、我々はもっとやりたい、できることあるけど、予算が、予算のことも、議員の皆さん方にもと、こういうふうにおっしゃいました。これは大きな問題で、やろうと思えばやれることがあるのに、予算がないから、これはもうやりたいねんけど、できへんねんと。もっと予算しっかりつけてくれよというふうにしか、皆、聞こえてないと思うんですけども、そのことについては、これを出された団体の方とも以前にお話をされて、その方らも、もっとしっかりと予算つけるように言ったはんねんと。それで合意してんねんと。何か録音がどうのとかいう話をされてたけども、こういう陳情書が出てきたということの中の１つに、やっぱり今おっしゃったように、心理士さんの対応というのもあろうかと思います。これは注意していくという話は聞きましたけども、予算で、ほんまはお金さえ出してくれたらもっとできますねんということなんですか。そうとしか捉えない。違う方向で大事な問題やと思います。

石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　予算だけ出してくれというのではなくて、副委員長が今視察されたように、そういうところ、理想的なところっていうのはいっぱいあるわけですね。例えば名張市なんかはそうですけれども、やはり大きな都市はそういうふうな形でやっております。そうなっていくのが一番の理想なんだろうし、ただ、発達支援センターということにおいては、別に医師も必要ないわけですので、それを我々が葛城市内に設置していくということをだいぶ真剣に考えて調査研究してまいりました。ただ、あまりそれをやり過ぎると民業圧迫になってしまう可能性もありますので、どの辺りで止めておくかとい

うことですね。そういう問題もあります。

我々としては、今、委員長おっしゃったように、我々のできる範囲内で最大限のことをやっていこうという形で組織づくりもしておりますし、今おっしゃっていただいたように、指導というと上からになりますけれども、一緒に考えながら、こういうふうに対応しようねという努力は本当に重ねております。ですので、最近ほとんどそういう問題は起こってないんだと私たちは感じてるんですけれども、実際そういうクレームは聞きませんし、だいぶ改善されてきてるかなと。委員長がおっしゃるような内容での改善はできてきてるかなと。

予算の問題と申しましたのは、たまたま、予算があればなという形でお話して、私の失言かもしれませんけれども、それであれば訂正させていただきます。できるだけの努力と組織改革、あるいはそのための組織づくりの調査研究も進めてきております、今のところ。今後も調査研究を進めていきまして、より適切な運営ができるような形を、センター長に我々のほうが進言したいというふうに思っております。

以上です。

藤井本委員長　ほかに質問ないですか。

増田議長。

増田議長　いろいろと陳情書の内容についても検証していただいてるということで、私、この陳情書の２ページのところに、委員長にこれお願いしたいんですけども、陳情事項ということで、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅと、この５項目についていろいろとご提案をいただいてる。作成していただきたいとか、いただきたい、いただきたい。この項目について議論していただけないでしょうか。要するに、陳情を出された方については、こういうことをしてほしいというお願いをされてるんで、この検証、まず５項目に関して、若者サポートセンターのほうでも、問題指摘やというふうに私は捉えてるんですけども、そこのチェックをお願いできたらなという。

それと、もう一つは、私、以前に、県のほうの組織どうなっとんのかなということで、県会の一般質問でしたかね。その中で、地域若者サポートセンターですか。県にあると。県にも、よく似た名前やなと思って見てたんですけども、県は市町村で起きたそういう事象に関しての受皿としてそういう組織を持っておられて、うちの若者サポートセンターとの連携はどういうふうなつながりであんのか。その辺のところをお聞かせ願えますか。

藤井本委員長　石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　お答えします。

若者サポートセンターとは、主にひきこもりの人たちを対応にしたセンターでありまして、奈良県桜井市と奈良市に１か所ずつございます。そこのほうは、奈良県だけが唯一、県庁内に若者相談を受け付ける相談センター、カウンセリングルームというのを持っておりまして、これは特筆すべきものです。そういうひきこもりセンターを一緒に私は県の職員と立ち上げたというこれまでの経緯ですので、葛城市もしっかりと葛城市の中にひきこもりセンターの一部である保護者の会を設置させていただいております。葛城市ではなくて、葛城市を、場所を借りて実際には行っております。

ひきこもりというのは、ひきこもり支援センターの中には、当然、発達障がいの方もおられますので、そういうところに関しては、大人の発達障がいの支援というところで、桜井にある若者センターでありますとか、奈良市にありますセンターでありますとか、そういうところへご紹介申し上げたり、そちらのほうから来ていただいて支援をするという形をとっております。

以上です。

藤井本委員長　増田議長。

増田議長　分かりました。葛城市では、こうやって先進的にこども・若者サポートセンターということを立ち上げていただいて、県内でも優秀な成績を収めてるというふうな事例を何回もご紹介をいただいてるんですけど、県もちゃんとその受皿として体制は整えていただいてるということですよね。重複してないですかね。事業としてね。要するに葛城市、先ほど言いましたように、ほかに類のない先進的な体制というのがいいのか。ちゃんと県の責任において受皿としてちゃんと体制整えていただいてるんで、速やかに、地域でできることは地域、県でやっていただくことは県でやるというふうな体制をちゃんと構築していただいてるのであれば、その辺の連携をやっていただくことも必要であるのかな。

同じ人が、こっちも仕切って、あっちも仕切って、いや、うちでやるから県ええねん、じゃないと思うんです。やっぱり県ですんで、その辺の役割分担というのを的確にやっていただくことも、この陳情の内容を見させていただいても、その辺のところも必要なんかなということも若干感じましたんで、県のほうの体制をお聞きしたということですんで、よろしくお願いしておきます。

この項目について議論していただけないでしょうか。具体的にやっぱり問われてるんで。

藤井本委員長　どういうこれから進め方をしようというのが今日のやから、もうちょっと行きますわ。具体的には陳情出てるから、それについてやっていきますけども、これも進め方ということで、大きなところの話してるんで、入りますよ。入るねんけど、すぐには……。

川村委員。

川村委員　今、議長が、この陳情書の陳情事項として進めていって、私もこれ賛成です。これ時間かけてやっていくのかというところですけど、その前に、この陳情書に瑕疵があると。非常に重大なことを今、先生おっしゃられました。訂正してください。そしたら訂正してください。瑕疵があるのか、ないのか。後でね。瑕疵があるというたら、この陳情書で我々は議論できないですよ。重大なことを軽く言われたからね。これ瑕疵があるってなったら、もうこの時点でやめましょう。確認せなあきません。だから、そこは確認、委員長、してください。そして、要するに、言うたもんが勝ちなのかどうか分かりませんが、陳情された方が、そのような思いで、今先生が言われた思いで、でも、これが出てるわけです。だから、これを出すという意味をもう一度再確認していただきたいと思います。今日、傍聴も来ておられるのでね。休憩中ででもいいですから、確認をしていただきたいと思います。それを基にやっていきましょう。

藤井本委員長　私も耳にしておりますので、確かに発せられましたので。

石田統括心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　この陳情書に瑕疵があるとは一言も申しておりません。出されたビデオの内容に瑕疵があるというふうに申し上げました。その瑕疵についての訂正を８月12日にさせていただきました。その瑕疵について育成会のほうもしっかり受け入れられ、ビデオの内容を２週間後に訂正されました。ですから、瑕疵のあるまま１か月半、このアンケートがとられたということです。

以上です。

藤井本委員長　瑕疵の部分、今、委員の皆さん、分かってくれましたか。ビデオとか出てくるんですけど、私らは陳情書について議論してるわけですよね。多分予測できるのは、この陳情書に至った中での経緯の話をされてると思うんだけども、それは私らは分からないので、これを出される前にこういうことがあって、そのときの事象が、瑕疵と言うてええのか、間違ってますよと言うたら、納得されたと。そういうことをおっしゃってる。もう少し具体的に言っていただかないと、我々はこれだけで……。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　すいません。時間の関係があるので、早く突っ走りましたけれども。

藤井本委員長　ここは大事なとこやから、ゆっくり。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　この陳情書のもとになるアンケート、それはインターネットでされたアンケートです。そのアンケートが中立性を失うものであるということがまず第１の瑕疵になりますけれども、その内容の中で２か所ほど、全く私が議員研修で言ってはいないことがアンケートの中に書かれていました。それは、運転免許は取れないであるとか、10歳まで診断を待てというふうなことを言ったと書かれてありました。私、議員研修でそんなことを言った覚えは全くございません。そして、議員研修の資料を育成会の方に見ていただいて、説明しまして、書いてますかと言いました。書いてませんねと。だからこれはおかしいですねと、納得しましたということで、アンケートの内容を、ビデオを訂正しますというふうに言われて、２週間後にそのビデオを訂正されました。だから訂正されるまで間違った内容でこのアンケートが行われていることが瑕疵であります。間違った内容によってのアンケートでございます。しかし、我々はいろんな言葉を聞いてますので、そのアンケートを全く否定する気はございません。副委員長、委員長おっしゃったように、できるだけしっかりとその声も受け止めて改善に努めたいというふうに思っているというふうにお答えした次第です。

以上です。

藤井本委員長　アンケートをとられる、アンケートに記入された方には、何かのビデオを見てはるわけですか。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　はい。

藤井本委員長　ビデオを見てアンケートに答えられたと。そのアンケートの中に、石田統括心理士が言ってもないことがそのビデオにあって、それでアンケートがあったと。それについては説明をして、そのビデオをカットされたというのか、修正されたと。納得をされたということ

で。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　はい。

藤井本委員長　でも、そのアンケートは修正される前のアンケートであるということをおっしゃるわけですね。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　修正されるまでのアンケート。

藤井本委員長　修正されるまでのアンケートであって、修正されてからのはまた違いますよということはおっしゃってるわけですよね。

石田統括心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　その辺りが、育成会のほうから、いついつやったアンケートで、いついつ、それ以後、訂正したアンケートですと答えいただいてませんので、それは私たちのほうで知るよしはございません。ただ、アンケートの場合、アンケート当初にほとんどの答えが上がってくることが多いですので、初めの１か月ぐらいの間の答えは、恐らく間違った内容による答えかなと。育成会の方にお聞きしましたが、私の議員研修の内容を聞かれた方は全くおられずに、議員研修の後ですとか、それから議会での私の答弁書とか質問を見てそのアンケートをつくられたということですので、実際には伝聞、推定によるアンケートというふうに、そのビデオがですよ、ということになっておりますので、私としては、その辺り、違いますよね、訂正くださいねということで申し入れた次第です。それを受け入れていただいたということです。

以上です。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　今はっきりさせましょう。僕も、石田先生のやつは、あかねホールのときかな。何回か聞いてるんです。聞いてます。僕も、細かい言い分は分からないですよ。言い方は分からん。そんなつもりで言ってないとか、いろいろあるけど、僕も聞いてる限りは、そういう、発達障がいの認定が降りたら、生命保険が、車が、何やったかなと。何かそのフレーズが出たと思うんです、僕。そこの認識、もう一回、はっきりここで言うてください。ここ、僕も、確かに、それ、だから石田先生そうやって言わはるのは分かるけど、僕は、言われた側、保護者の皆さんの気持ちを考えたら、それって、石田先生言ってること正しかったら行かんとこかってなるに決まってるやんと思うんです、僕は。だからそこを今日はクリアにしたい。さっき僕お願いしましたよね。ちゃんと真摯に受け止めてやってくれってお願いしましたよね。まずは、僕、そこからやと思ってるんですよね、これって。

ほんで、それで今の話でも、急に盛り上がりましたけど、盛り上がらんでもいいんですよ、別に。淡々とやってくれたらええと思うし、受け止めるところは、別に非難してるわけでもないからね、僕は。ビデオの瑕疵、何か印象操作されたみたいことを言いたいんか分からんけど、そもそも、それを言ってるのは先生やからね。そこをはっきりしてください。

藤井本委員長　石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　研修会等で、車の運転免許は取れないとは申しておりません。運転免許を取るときに意見書が必要になる場合もあると。それは道路交通法

改正が2008年にされるまでは、発達障がい、てんかん、知的障がいの方は取れなかったわけですから、そういうふうなことは取れるようになりましたということでお話をさせていただいております。確かにそれは申しております。ただ、それはあくまでもやはりそのことを知らないで診断を安易に３歳のときに受けていくことの問題点を指摘しただけです。できるだけその辺りはしっかり様子を見ながら、この子が本当に大きくなったときに運転免許を取りたい、生命保険にちゃんと入れたりするように、そこまで見ていきましょうというふうなところで、一方的に、取るなとか、診断を受けるなとか、免許は取れませんよとか、保険に入れませんよとかいうお話をしたことはございません。ただ、おっしゃるように、そういうふうに受け取られた方がおられたとしたら、大変申し訳ないことをしたなというふうに思いますけれども、ただ、先生のそういうお話を聞いたおかげで、診断を受けずに来れて、大学とか行き、車の免許を取り、幸せにしていますという方もおられるのは事実ですので、その方の受け取り方で、それに対して私がもしも少し問題があるとおっしゃるならば、今後やはりその辺りも丁寧に説明していくということをここではっきりと申し述べたいと思います。

以上です。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　僕も確かにそうおっしゃってたなという感覚を受けるんです。こういうこともあり得るよって言い方をしてたんですけど、当事者の気持ちになったときにっていう話ですよ。それで、烙印じゃないですけど、そういう認定されたら、そういう可能性もあるよ。だから様子見ましょうねと言われたら、そら様子見るわね。それが、さっきも言ったみたいに、先生はそれ正義と思ってやってるかもわからないけど、言葉を取り違えたら、ほったらかしに見えるでしょうって。ここはまず認めていただきたいと思ってます。

今も、謝罪の言葉じゃないですけど、以後改めると言っていただいたから、それはそれで今後はちゃんとやっていただきたいと思うんやけど、やっぱりそういうふうに捉えてる人がいてるということはまず認識していただきたい。まずはね。先ほど先生おっしゃったみたいに、どんぴしゃはまる子はどんぴしゃはまるんですよ。だからそれは僕認めてますよ。ほんで、一定言うてること分かります。でしょうねと思う。だって僕の同級生でも、小学校のときでも、そんなん、もうむちゃくちゃな子いっぱいおったけど、今会うたら普通の子もおるから、それは一定数理解できてるけど、理解できてない方々がおられることを、まず、これを見て、それが正しいか正しくないかは別とします。一定数おられるというのをまずは認識していただいて、今みたいに、ちゃんと謝るところは謝る。窓口対応もしっかりやる。教えてあげたいという気持ちで免許の話を言ったと思うんですよね。でも、誤解を受ける方もおられたわけ。それは改めて次に生かしていただきたいと思うんやけど、まずは、そもそも、いろんな施設がどうとかって問題じゃなく、その手前にやっていただきたいことがあるし、最後に１個だけ聞きたいのは、５歳児健診について我々結構言うてますけど、県も５歳児健診やりましょうかって動きになってるんですけども、その辺の見解を教えていただきたい。

藤井本委員長　石田統括心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　まず、おっしゃっていただいたように、まとめ

ていきますと、丁寧にこれからもっとしっかりと説明をしていくという形でございます。それは我々、私も含めて、センターの全員が保護者対応として丁寧な対応をしていくという形、これはどっちかというとセンター長のほうが答えたほうがいいかと思うんですが、私は統括支援員ですから、個別のケースについてしっかり見ていくのが私の仕事ですので、ただ、それで、センター長、よろしいですね。ということです。そういう形でさせていただきます。

５歳児健診については、センター長のほうの話になりますので。

藤井本委員長　川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　こども・若者サポートセンターの川﨑でございます。

５歳児健診につきましては、現段階では、母子保健の担当が健康増進課でございますので、健康増進課のほうでも検討を進めていただいてるというふうに認識をしております。組織改編で、こども・若者サポートセンターも関わっていく可能性がございますので、その辺りは情報共有をしながら研究のほうを進めていっている次第でございます。

現段階で以上です。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　橿原市さんはもう来年やらはるんですよね。５歳児健診は。県のほうもそういう動き。この前セミナーか何かあったみたいなんですけども、そこでそういう前向きな動き、これ何でかっていったら、他市の視察行ったときに、やっぱり、その瞬間見たときは分からないけど、団体に入ったときにそういう可能性がある子も出てくるから、早め早めに見たいというのがほかの自治体の意見でした。それはその瞬間は分からないんですよね。でも集団生活にしたら、そういうのが苦手な子も出てきたりするというから、その間、空いてしまうから、できたら５歳児健診やっていきたいという声多かったんで、真剣にそこは考えて、もう県もやれって言ってるんで、ぜひその辺は皆さんで考えていただきたいと思います。

藤井本委員長　ほかに。

福本委員。

福本委員　心理士さんのことで、いろいろずっとやっていただいてるのはすごくいいことだなというふうにすごく思っております。でも、ここにも出てきてるんですけれども、ちょっと待とうよ、様子見ようよ、というところでの何かアドバイスが欲しいだとかっていう方はすごくいらっしゃると思うんですよね。やっぱりそれ不安なんです。先ほど言っていただいたみたいに、丁寧に説明をしていくというふうに言っていただきましたけれども、説明する前にまず聞き取りをされてると思うんですね。聞き取りのときというのはどんなふうに聞き取られてるんですか。例えば保護者と心理士のみ、または保育士入れてます。ほかの多職種入れてますとかっていうわけではない状態なんでしょうか。マン・ツー・マンでやられてるんであれば、なかなか言われたことに対して、そうなんですね。次、返答ってすごくしにくいと思うんです。その辺りというのを１回、私、教えていただきたいなと思ってます。お願いします。

藤井本委員長　川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　こども・若者サポートセンターの川﨑でございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、まずは情報収集というのは大変大切なポイントになってまいります。１か所だけで情報収集を終えるということはまずございません。まず、きっかけとしては、当然、乳幼児健診から始まりますので、そこの場で保健師さんの聞き取り、その中にも心理士も同席させてますので、必要に応じて、あるいは親の希望に応じて、心理士の面談も踏まえまして、そこから子育て相談であるすくすく相談等で、そこで子どもの様子も見ながら親御さんの話を聞き取ることもございますが、そこだけで終わるのでは当然なくて、そこの個別の相談というのは、おっしゃるように、個別の場面での情報収集ですので、それ以外にも、こども・若者サポートセンターから、市内の保育所、幼稚園等にも全て巡回相談員が行っておりますので、そちらのほうで集団場面での様子を聞き取って、保育士さんとかが聞き取った上で、また改めてすくすく相談の場で親御さんと相談をしていくという形になっております。個別のすくすく相談、個別の場面と集団の場面での様子、両方踏まえて、そこから相談が始まるというふうに考えております。どちらが先になるかというのは、またそのケース、ケースに応じてのパターンになってくるかと思います。

以上です。

藤井本委員長　福本委員。

福本委員　では、すくすく相談と保育所、集団と個別でって言っていただいてましたけど、相談をするときに、簡単に言ってしまったら、心理士さんと保育士さん、保健師さん、保育園とかで聞き取りされてる、巡回されてるというときに、そのときに誰と話ができてるんですか。皆さんと話できてるっていっても、個別に話聞いてたら意味ないんですよ。これ。保育士さんと心理士さんと保護者の方、または保健師さん、みんなでおって、みんなで意見を出し合って、言いやすい環境で、この子たちの発達、こうだよ。もっともっとこういうふうにしてあげたら、もっともっとよくなっていくんじゃないか。そこのところができてるか、できてないかなんです。これ見ててもそうなんですよね。やっぱり。ちょっと様子見よう、だけで終わってしまいました。ほな、そのときに、いや、様子見のときに何かアドバイスないんですかって誰かが横で言ってくれる人たちというのがいてくれたら、保護者の方すごく安心するんですよ。保護者と対心理士だけでは意味がない。保育士さんと対心理士さんだけでは意味がないんやと僕は思ってるんです。これ、保護者もつらいんですよ。お子さんたちのこと、大変なんです。すごいしんどい思いしてるから、保護者の方もそのアドバイス欲しいし、保育士さんたちも、もちろんアドバイス欲しいと思うんです。みんなで顔向き合わせたときにアドバイスが欲しいんだと思うんですけど、そういう場というのは今後つくっていけるというふうに、僕はすぐできることやと思ってるんです、こんなことって。そういうところ、今のお考えをお願いできますか。

藤井本委員長　川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　こども・若者サポートセンターの川﨑です。ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるように、顔を合わせて情報共有するというのは大切なことでございますので、今もケース検討会議等、必要に応じてとらせていただいて、対応のほうをとらせていただい

ております。それが全てのケースに対してしているのかといいましたら、先ほどからも議論なっておりますように、全てのケースに関して全てケース検討会議をしているというわけではないんですけども、個々のケースに関しては、常に、保育所、幼稚園とは毎月、情報共有をしながら、必要に応じて、そのケースに応じて、当然、多職種による連携会議等のほうも持たせていただいてる状況にございます。

もう１点、様子を見ましょうの話なんですけども、議論になってからも、私も、実際に対応している心理士のほうに聞き取りのほうはさせていただいております。私も、この議論の場で、言葉足らずで申し訳ありませんという話をさせていただくことがよくあるんですけども、様子を見ましょうという話だけで、どの心理士もその言葉だけで終わってるつもりは全くなかったんです。様子を見ましょうという放置、見守りをしましょうという放置につながることというのは、皆、重々承知してますと。ですので、様子を見ましょうね。次の相談までにこういうところを見ましょうね。お母さん、こういう声かけをしてみましょうね。あるいは、忙しいかもしれませんけども、10分間、子どもとしっかり向き合おうねとか、そういう具体的なことも言うてるつもりなんです。ですけども、親御さんには、確かに、今お話を伺ってましても、様子を見ましょうって言葉だけが残ってしまってる現状。私がいつもここでもしてしまってることだと思うんですけども、というのがあるかもしれませんよねというところは、直接対応してる心理士のほうにも伝えている次第です。

それぞれ、やはり様子を見ましょうで、それが放置になるんだということは重々承知をしておりますので、そのことだけで終わってるのではない。様子を見ましょうっていう言葉も、もっと具体的に、ほかのことに置き換えていかへんかったら難しくなってくるかもわかりませんねっていう話は中でもさせていただいてる次第なんです。そこが伝わりきっていないというのは大変申し訳ないところもあるかなとは思うんですけども、その辺は注意をしながら、これからも継続して子どもの見守りに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長　福本委員。

福本委員　もう多分意見しか言えないかなというふうに思うんですけれども、本当にケース会議で多職種連携をしながらというふうに言っていただいてるんですけど、正直、今聞いていいんか分からないですけど、多職種って、どんだけの方入れていただいてるのかなと。こ・若の方、ここにも出てきてますけど、陳情書の中にも、言語聴覚士さんだったりだとか、作業療法士さんだったりだとか、そんなたくさんの方々と話をしてくださいよ。僕も一般質問でもずっと言わせていただいてるんです。多職種連携。これはすごく大事なことやと僕は思ってるんです。

診断は医師がつけてくれます。我々はそこにどうつなぐかのところが、これ一番大切なところやと、特に市政の中で、それすごく僕思ってるんですよ。なので、皆さん方にこうやって、少しでもよくなってもらえるように、こういうふうな提案をさせてはいただいてるんですけれども、ケース会議の中でたくさんのことを多分いっぱい言われると思うんです。また、それを連絡事項として伝えていくためにどうしようかって思っておられると思うんですけど、

これすごく時間ない。忙しいのは分かるんです。でも一人一人に対して丁寧に説明していかないと、お子さん困り、親御さんもっと困り、周りの人に親御さん聞いて不安になったものというのは、なかなかとれてこないんですよね。それをやっていただくのが多分心理士さんたちのお仕事やと思うんです。

一生懸命やっていただいてるのは分かるんですけれども、あまりにも言葉足らずになってしまわれると、親御さんたち不安やから聞き取れてない部分たくさんあるんです。焦ってるし、自分たちもしんどいし、メンタル自分たちもやられていってるし、それで鬱病になっていってる方もいらっしゃると思うんです。だからこそ、すごく丁寧に、大切な事業やからね。子ども守るために、親御さん守るために、命守るために、最終的に命つながってくるんで、皆さんを守るために、心理士の先生方には、一生懸命、時間をかけてでもちゃんと説明してあげてほしいんです。これはもう要望で、お願いなんですけれども、一応これで終わらせていただきます。

藤井本委員長　ほかに。

奥本委員。

奥本委員　もう時間が時間なんで、恐らく先ほど議長がおっしゃった個々の内容については、昼からになるかと思いますけども、それを踏まえて、私からも、皆さんにお願いというか、もうちょっと冷静になりたいなということを言いたいんです。それぞれ、やっぱり育成会の方も、石田先生もそうですけども、自分らの思い持ってはるのはすごく私はよく分かります。それが、こういう形でやってきたんですけど、個々の細かいところのやり取りしたところで、我々は、そうしたらジャッジするわけじゃない。どっちが正しいとか言えなくて、それする場ではないと思ってるんです。最終的にどういう方法がいいかって、福本委員も今おっしゃってるけども、そこを見いだすようなところに努めていきたいなと。

育成会の方も陳情書出されてるんですけども、やはり私、普通に冷静に見ても、この表現どうかなというとこもありますし、そうなってくるとやっぱり行政サイドのほうも、自分たちはこれだけ頑張ってるねんって言わざるを得んところがあると思うんです。

過去に、やっぱり私も、状況は違います。発達障がいじゃありませんけど、うちの子どもの命に関わる病気のときに、いろんな医療機関で診断してくれませんでした。転々として、最終的に行ったところでやっと分かって、そしたら何で早く分からんかったんという、そういう恨みつらみがあったことはあります。でも今となって、娘失ってから、いろいろこの辺の時間もある中で私が思ったところは、やはりそこに焦点を当てて問題にするよりも、違うところに、これから先どうしていったほうがいいんかというところに、それが、これが絶対に完成形やというのはないと思うんです。時代によっても違うしね。だから、そこのところをできるだけ我々もうまくいくように判断する場が、話し合う場がここかなと思ってますので、やっぱりその辺、若干冷静になった上で考えていく必要があるかなという気はします。

個々にやっぱり問題点はあって、それを指摘されてるわけですから、そこは改善が必要なことは当然出てくると思います。過去にも、この委員会でこうやってくださいよという、こ・若に対してお願いしたところが、やはりまだやってほしいレベルに達してないところも

あると思うんです。双方やっぱりそれはちゃんと認識した上で、お互いに冷静になって話合いを昼からしてみてはどうかなという、これはもうお願いです。提案もそうですけども。

藤井本委員長　いろんな話出てまいりまして、私らが知らない部分も、やっぱり議論しなくてはならないなということで、この会というのを大事にしたいと思います。そこで、最後まで今日１日でというのは、これは無理な話で、先ほど議長からございました、陳情事項Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、これについて、今どういう状況でとか、それに関する、こういう状況になったのはこういうことやということでご指定もいただいて、この部分について、今日ここまでやっておきたいというふうに思います。ただ、お昼になってますので、どうでしょう。お昼からいきたいと思うんだけども、予定として、お昼からあかんということになれば続けていくし、お昼からでいけますか。この部分について状況を我々が把握しておくと。委員の皆さん、それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

藤井本委員長　やっぱり議論を深めていきたいと思いますので、では、２番目の陳情事項ＡからＥ、これを午後から、ここから再開をいたしますので、ここで暫時休憩をいたします。お昼休憩いたします。ただいま12時半ですので、２時から再開をいたします。

休　憩　午後０時２５分

再　開　午後２時００分

藤井本委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

朝からの続きになるわけですけども、保育園の第１希望の割合が、後で報告しますというのがございました。それについて数字が出来上がっているようですので、その申出ございました。先にそのお答えを求めます。

葛本部長。

葛本こども未来創造部長　こども未来創造部、葛本です。お願いいたします。

集計にお時間いただきたいということでお願いしたんですが、集計できましたので、こちらのほうでご報告させていただきます。令和８年度の４月入所のお申込みの総数が1,160人でございました。そのうちの第１希望で入所が決まっている方につきましては1,124人、96.9％です。以下、第２希望が19人の1.6％、第３希望がお二人の0.2％、第４希望がお二人の0.2％、特定待機でお待ちになっている13人の方で1.1％の、合計100％になります。

以上です。

藤井本委員長　ありがとうございました。

それでは、朝からの続きということで、陳情書の２番の陳情事項というところ、今日はここまでいきたいというふうに思います。陳情事項を私のほうで申し上げますので、それについてどうなっているかという現状、また今後の予定とか、いろいろあろうかと思います。こども・若者センターでの対応ということについてお示しいただいたらいいと思います。これ全部読まないで、上だけでもいいですか。今申し上げてるようにいきますね。

まずＡとして、陳情ということで、方針の早期軌道修正、国の早期発見、早期療育への回帰ということで、１番と２番で提示をされております。これについて、全部読んでたら時間

かかるので、これについての、今、こども・若者センターのご所見、現状をお答えください。

川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　こども・若者サポートセンターの川﨑でございます。ただいま委員長よりご指摘のありました、陳情事項に関してお答えいたします。

まずＡの、方針の早期軌道修正の件についてお答えいたします。発達支援に関しましては、国においても早期発見、早期支援の重要性が示されておりまして、本センターにおきましても、乳幼児健診や相談事業を通じて、早期の気づきと支援につなげる取組を行っております。一方で、発達に関する相談は、子どもの個別性が大きく、今日もありましたように、保護者の理解や不安にも配慮しながら段階的に支援を進めることが重要であるとも考えております。医療機関や療育機関の情報提供、学校、園との連携については、現在も関係機関と連携しながら対応しておりますが、より分かりやすい支援体制の整理につきましては、今後の運用の中で研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　では続いてまいりたいと思います。Ｂ、責任体制の刷新という陳情が出ております。この部分についてご答弁ください。

川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　こども・若者サポートセンターの川﨑でございます。

引き続きまして、Ｂ、責任体制の刷新についてお答えさせていただきます。こども・若者サポートセンターは、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら支援を行う機関でございまして、その意思決定や支援方針は、チームとして検討を経て進めております。センター長及び統括支援員は、関係部署や専門職と連携しながら総合的な支援調整を行う役割を担っており、今後も組織内での情報共有や意思決定の透明性の確保に努めてまいります。国が示す支援体制の考え方についても参考にしながら、より円滑な支援体制となるように、引き続き改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　次進みます。Ｃ、臨床心理士等の資質、専門性、更新制の検証、偏った思想の是正というふうになっております。これについてお願いします。

川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　川﨑でございます。引き続き、お答えさせていただきます。

Ｃの、臨床心理士などの資質、専門性、更新制の検証についてでございます。本センターに配置されております専門職につきましては、それぞれの資格と専門性に基づき、子どもや保護者へ相談活動、相談支援を行っております。発達支援の分野では、医療、教育、福祉など多職種による連携が重要でありますことから、臨床心理士、保健師、保育士、教員などの専門職がチームとして支援を行っております。

ご指摘の点につきましては、専門職の研修機会の確保や支援内容の振り返りなどを通じて、より適切な支援となるように努めてまいりたいと考えております。また、発達に関する支援は、特定の考え方に偏ることなく、子どもの状況や家庭の状況を総合的に踏まえた支援が重

要であると考えております。そのために、特に特定の考え方に偏ることがないためにも、こども・若者サポートセンターに所属しております専門職、特に臨床心理士につきましては、学会等で積極的な発表等を推奨しまして、外部からの意見をいろいろと踏まえて偏ることがないように努めております。

以上です。

藤井本委員長　続いて行きます。D、他の市町村との乖離の是正、葛城市だけ独自運用の検証ということでいただいております。これについてお願いをいたします。

川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　D、他市町村との乖離の是正についてご説明させていただきます。発達支援の体制や相談の進め方につきましては、各自治体の地域資源や医療体制などにより一定の違いがありますが、本センターにおきましても、奈良県や近隣自治体の取組を参考にしながら、支援体制の向上に努めております。今後も、他自治体の事例や国の動向を踏まえ、本市の実情に応じた支援の在り方について研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　続いて行きます。E、検証可能性の確立、つないでいるではなく、数値と追跡で示すと。具体的に示すということであろうかと思いますけど、これについて求めます。

川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　川﨑でございます。

E、検証可能性の確立についてお答えさせていただきます。発達相談、子育て相談から医療機関や療育支援へのつながりにつきましては、関係機関との連携の下、支援を行っておりますが、相談支援の実態を把握することは重要であると認識しております。今後も相談件数や支援状況等について必要な状況の把握に努めながら、より適切な支援体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　今のでいうと、年度ごとに必ず集計し、公表することと、こういうことになってるわけですよね。だから、努めてまいりたいと思います、の中にこういうのが出てこないんだけども、こういうのは現状やられてないわけですか。もうちょっと踏み込んで、今はやってない。現状を今聞いてるわけやから。

川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　相談件数等の報告はさせていただいてると思います。それ以外にどういう内容が公表できるかということにつきましては、研究のほうを進めていきたいと考えております。

藤井本委員長　F、教職員、園所職員への大規模調査の実施、現場の実態を可視化というふうにいただいております。

これについて、川﨑所長。

川﨑こども・若者サポートセンター所長　川﨑でございます。

Ｆ、教職員、園所職員への大規模調査の実施についてお答えさせていただきます。教職員や保育・教育関係者の皆様は、日常的に子どもの発達や生活の様子を丁寧に見守っていただいておりまして、発達や育ちの支援や子育て支援において極めて重要な役割を担っていただいておると把握しております。本センターにおきましても、保育所、幼稚園、こども園、小・中学校等と関係機関と連携しながら、個々の子どもの状況に応じた支援の調整を行っております。ご提案のように、現場の実態や支援のつながりやすさについて把握することは重要であると認識しておりますが、教育機関や園所に対する大規模調査につきましては、調査方法や実施主体、回答者の負担等も含め、慎重な研究が必要であると考えております。現在も、学校や園とのケース会議、連携会議、情報交換などを通じて、支援の状況や課題の把握に努めているところでありまして、引き続き、関係機関との連携の中で現場の声を丁寧に伺いながら、支援体制の向上に努めてまいります。今後につきましても、必要に応じて関係機関との意見交換や実態把握の方法について研究してまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　ただいま陳情という部分で、ＡからＦまでについて、現状を私たちも把握するという意味合いで述べていただきました。結論から申し上げますと、今日はここまでという、この部分までということにしますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、今、陳情の事項ということで、６点、それについての現状、また思いというものを述べていただきました。確認事項、質問事項等あれば、受け付けたいと思いますけども、ないでしょうか。

奥本委員。

奥本委員　ありがとうございました。この６項目、お答えいただきましたけども、先ほど午前中に川村委員からもありましたように、保護者の切実な気持ちというのが込められてるんです。だから、感情が先走ってるところもあるかもしれんけども、やはりそこを真摯に酌んでいただいて、適切な対応をお願いしたいということがまず前提なんですけども、１点だけ、私からのお願いというのが１つあるんです。ここで言うのがいいんかどうか分からんけども、私も結構、こ・若の対応というのも、よかったとおっしゃる方も、ちょっとなと言う人も、正直、聞いてます。過去によかったという人が、やはりその後、年を重ねて、今、社会の中で生き生きと働いてらっしゃる方も実は知ってます。いろんな内容が、それぞれ人によって判断の度合いが違います。

それと杉本委員ぐらいにまではいきませんけど、私も、ほかの市外のいろんな方の意見も聞きに行きました。その中で、葛城市が一方的に悪いと言ってはるとこはなかったんです。ただ、指摘事項はあります。この面は葛城市すごいなと思うけど、ここはやっぱり至ってないよって言われることはやっぱりあるんですよ。そこが、どっちの意見もあるということはもう重々承知していただいてると思いますけども、まずそこに対して、自分たちがやっぱり言われるということは、そこが不足してる。対応がまだまだ足りてないということだと思いますので、それをやっていただきたいんです。

その上で１つ、私がどうしてもお願いしたいことがありまして、午前中のところで、ちょ

うど川村委員の質問で、様子を見ましょうっておっしゃってる意味はというところの答えで、就学支援委員会に、それをゴールに全力を注いでるというお答えあったじゃないですか。ここなんですけども、これも具体的に市内の保育事業者の方からの要望もあるんですけども、巡回相談行かれてます。巡回相談行かれるのはいいんですけども、そこに日々、お子さんの、子どもたちの様子を見てる保育士の先生方が入れない。だから、そこの情報を共有したらもっとうまくいくんじゃないのというのはおっしゃってる声もあるんです。だから、今の現状のやり方が悪いとは思いませんけども、もしかすると、変えることによってもっといいことになるかもしれないという方法はあると思いますので、そういう声が多分上がってると思います。どこかで上がってると思いますけども、そこをうまく、研究するんやったら必ずそれ反映していってほしいと。これだけ、最後、私からお願いしておきます。

藤井本委員長　ほかに。

川村委員。

川村委員　今日はいろいろなお話ができてよかったなと思っております。このＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆという形でご答弁をいただいたんですが、出てきてないなということを１つ言わせていただきますと、親の会の制度的な参画を組織としてどういうふうにしていくかというところが抜けてるのかなと思います。それから、アウトリーチですよね。追跡とか再接続、ここの部分は特に強化をしていただきたいということを要望させていただきます。これがちゃんとできたら、こんなことにならないのかなと思うんです。そんな簡単なものではないと思いますけれども、要するにアウトリーチがどれだけできたか、できてたかというところが、今回も見えるところではないのかなと。要するに、そう言いながらも、制度設計だけをつくるのではなくて、これはあくまでも制度は制度です。これは制度を守ることが先ではなくて、やっぱり子どもと家庭を守っていただきたい。これを念頭に置いていただきまして、また、この組織、見える化、可視化するために、どのような方法をまた検討していただくか。また次回の調査案件のときに、いろんな、また検討いただいたことについてお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

藤井本委員長　ありがとうございます。もういいですね。よろしくお願いします。要望で。

川村委員　はい。

藤井本委員長　ほかに。

杉本副委員長。

杉本副委員長　今、所長からお答えいただいたんですけど、もうちょっと具体的に要望されてるわけじゃないですか。例えばＡでいくと、早期発見、早期療養について国と、これが統一方針の文書を策定し、公表していただきたい。具体的にこれができるのか、できへんのかというお話やと思うんですよ。今ないからつくってくれ、公表してくれとかって、ほかの項目も全部一応具体に、今こうやからこうやというふうに書いてあるんですけども、それは今、多分答えられへんから、次でもいいと思うんですけども、今、所長言うてもうたんは、思いというか、それは分かります。それは分かるんやけど、具体的にこれがないからこうしてくれ。それは、僕は、この前も打合せで言わしてもうたけど、個人の感想の部分はもうあかんという

か、それは分からないんで、僕は、ただ、こういうことをやったほうがいいんじゃないですかという案でもあると思うんですよ、これね。それを改善するよう考えてまいります、だけで終わられへんと思うんですよ。というか、それで終わってもうたら僕も困るというか、せっかくここまで取り上げてるので、次はもうちょっと具体に、今答えろというのは無理、多分相談めっちゃしなあかんことやろうし、できる、できへんというのもあるんやろうけども、これだけ具体的に書いてあるとこは、個人の感想のとこは別としても、しっかりとアンサーいただきたいなとは思うんですけども、今は無理やと思うんですけども、やっぱり提案していただいてるんで、その辺、お考え。

藤井本委員長　石田統括心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　ご質問ありがとうございます。今の統一見解等についてのご意見ですけども、今、国で、厚労省のほうで、判定基準の統一化ということを進めておりまして、各市町村でばらばらになっている基準がありますので、それを進めているところですので、市町村単独でこれ今出すのは非常に難しい話になっております。ですので、国の統一見解が出たところで、我々もそれに従うということは当然のことだというふうに感じております。

以上です。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　１個じゃなくて、全体的に、石田先生、全体的なアンサーをもらいたいんです。今答えられるんやったら全部答えてもうたらいいと思うんですけども、今、１つのことを答えてもうたんですけども、例えばＡの２番とかでも、ガイドラインを作成していただきたいという要望なんですよね。今、１個目のやつは、アンサーはそれでいいと思うんですけども、ここに関してとかもちゃんと明確に出されてるわけやから、答えていただく機会をつくっていただきたいと僕は思うんですけども、できないとかというのはあると思うんですよ。委員長が最初におっしゃったみたいに、やろうとしてるとか、やりますとか、今ない、足らんと思って提案されてるわけやからね。それに対して市は、おっしゃることはそうやけど、必要ありませんとかって、答えはいっぱいあると思うんですよ。それを具体的にやっていただきたいなと思ってるんですけども、それは次の機会でできそうですかね。

藤井本委員長　石田心理士。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　ありがとうございます。具体的な細かい内容までは、次の機会ではやっぱり難しいかな。やっぱり国の方針がありますので、それに逆らうことを先んじてやることはできません。ただ、おっしゃっていただいてるように、県のほうの寄り添い事業の中でも、医者の診断が要る人、実際に医療の要る人は１割もいない。これは厚労省の見解です。この間の研修会でも県はそのように申しておりました。ですから、そういう人たちにどう支援していくかということは、市町村でしっかりとした情報収集と心理的な理解と親の話をしてからやってくれとなってますので、まだガイドラインを決める段階ではなくて、まだ今は話合いの中で規定をつくっていくという段階でありますので、これから我々のほうもそれに研究を重ねていって、国の方針と一緒に合わせていく。我々もできま

したら、全体的に、発達の遅れた子全員にそういう訓練ができる場所とか、関わる場所があれば、それもいい話だなというふうに思っていますので、今後、国の様子を見ながら、どうなっていくかということは考えていきたいと思っております。

藤井本委員長　今、副委員長が言っていただいてるのは、私は、今回始めやし、この部分について簡単に現状と今後の考え等についてお述べくださいということで、抽象的に述べられたと。今日はもうこれで結構です。今日のとこはね。

これ、せっかくのこの機会でございますので、葛城市の子どものために、議会も一緒になって前へ進めていきたいというふうに、皆、委員も同じようなことを思ってると思うので、やっぱり徐々に議論が進むごとに具体的にお話をいただけるように、また、次の委員会のときには必ずこの調査案件として入ってくるわけですから、議会の閉会中も行うときもございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、これで今日は終わりたいんですけど、誤解を招いたらあかんので、朝からの中で、石田統括心理士がおっしゃった、アンケートをとったときのビデオに、瑕疵は訂正されたけども、ビデオを訂正してもらった部分があるということをおっしゃいました。そういうことのお話ございましたので、私として確認しなければならないなと思って、お昼にそれを確認させていただいた。確かに、訂正をしたということはお述べになってるんですけども、納得をされてという話があったわけですけど、納得とかいう話合いじゃなくて、文章の中にはそれが含まれてなかったので消しましたというお話でした。

ここできっちりしておきたいのは、そこでそのようなことをおっしゃられたので、ビデオというのを変更しました。これはこれで話として合ってるんですけども、それがアンケート結果を左右しているというふうに、石田さんの話によると、聞こえて、そのアンケート結果に基づいた陳情やからということになると、この陳情そのものにも左右するので、私の受け止めているのは、あくまで訂正してくださいと言った部分については、訂正もされて、純粋な形でアンケートをとられていると。それ以降にアンケートをとったという、部分的に最初の部分、消される前の、変更前のビデオを見てアンケートの方もおられるらしいですけども、純粋にやられているので、アンケートそのものをどんだけ左右したのか分からないけども、それはもうちゃんとしたアンケートやと。それに基づく陳情であるというふうに受け止めていきたいと思うんですけど、それでよろしいですか。

石田こども・若者サポートセンター統括臨床心理士　了解いたしました。そのように受け取らせていただきます。

藤井本委員長　そうでないと、議論というのが、大本が間違ってるということであれば、そういうことで純粋な気持ちで出されてるもので、そのように受け止めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、４番、こども・若者サポートセンターに属する事項については以上といたします。

続いて行きます。よろしくお願いします。

５番、不登校に関する事項についてを議題とします。

本件につきまして、理事者より報告を願います。

森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本市の不登校の状況につきましてご報告をいたします。資料をご覧いただきたいと思います。この資料は、1,000人当たりの不登校児童・生徒数となっております。左側が小学校、右側が中学校における令和元年度からの推移でございます。また、水色が全国のグラフ、それから緑色が奈良県、葛城市は赤色のグラフになっております。

まず、小学校では、令和５年度20.0人だったものが、令和６年度は16.0人へ減少をしております。また、中学校では、令和５年度54.1人だったものが令和６年度53.8人へ減少しており、いずれも全国及び奈良県と比較いたしまして下回っているような状況となっております。

不登校の児童・生徒数は、コロナ禍を経まして、全国的に増加傾向となっておりますけれど、本市では、令和６年度において小・中学校とも前年度より減少しているところでございます。あと下のところの不登校の状況では、指導の結果、登校する、または登校できるようになった児童・生徒の割合が、小学校では60.5％、中学校では64.4％と、全国と比較して高い状況となっております。

本市では、教室に入れない児童・生徒の学びの場、学校内の居場所といたしましてＩｒｏｏｍ、それから小学生の適応指導教室のＩｒｏｏｍプラスを設置しておりまして、子どもの居場所づくりの成果が出てきているのかなと考えているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明いただきました件につき、確認、質問ございませんでしょうか。

杉本副委員長。

杉本副委員長　小学校のほうがすごい下がっていって、全国的なもんと比べても、全然、いい感じやなと思うんですけど、これはどういったことをされて、僕、これも他市の人に聞いたんやけど、他市のとこは、不登校のところの校長が１軒１軒回りなさいという指令出してはるとこもあるらしいんですよ。そういう何か目に見える努力というのは、何があったんでしょうか。

藤井本委員長　下がってきているという要因等についてお答えください。

森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課の森本でございます。

先ほども申し上げましたように、本市のほうで不登校の方が増えていってる状況もございましたので、学校内に子どもの居場所といたしましてＩｒｏｏｍというのも設置させていただいて、学校に来やすい環境というのを整えていっておりますので、その部分の成果が出てきているのかなというところで考えておるんですが、小学校のほうは成果が出てるんですけど、中学校のほうはこれからまた頑張っていければと考えております。

以上です。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　頑張っていっていただく課題というか、次こうしていこうみたいなんはあるんですかね。

藤井本委員長　森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課の森本でございます。よろしくお願いいたします。

今までは、先ほど言いましたように、居場所づくりというのを進めてきたんですけれども、今後につきましては、不登校を未然に防ぐというので、心理教育のほうを、大阪教育大学、それから帝塚山大学のほうと連携というのをさせていただいてますので、その面を今後学校のほうに取り入れていきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　ほかに質問ないですか。

奥本委員。

奥本委員　先ほどの不登校の継続率というところに関して確認なんですけども、数字だけでは分からないと思うんです。というのは、改善した子もいれば、不登校になった子もいるわけなんですよ。それの合算値がこの辺の数字に、人数も含めて入ってきてると思うんですけども、できたら、過去、昨年まで不登校やった子がこんだけ減りました。でも新たにこんだけ増えましたとか、その数字を分けて今答えれるんやったら、教えてほしいんですが。

藤井本委員長　それに近いようなことの、感触でも答えれるんやったら、今、手を挙げようとされたので、きちっとしたものはないというのは分かりましたけど、今言うたはる趣旨は分かるよね。全体としては下がってるけども、新規で入っていく人もあるんでしょうと。その辺の、今、資料がなかったとしても、感触的なものでもええから。

椿本教育長。

椿本教育長　ご質問ありがとうございます。私どもが分析しているのは、不登校継続率というのが全国平均に比べて本市は高い。この率については、逆を言うと、新規の発生率が低いというふうに捉えています。つまり、学校内にＩｒｏｏｍ等を置くことによって、その子どもたちの居場所をつくる。今まではその子どもたちが学校に来れなかったので欠席扱いになり、30日を超えて不登校になる。でも、本市においては、Ｉｒｏｏｍは当然出席扱いになりますので、そういう意味で不登校の数が、特に小学校が目立って減ってきているというふうに分析しているところです。ただし、経年で続けて不登校にカウントされるような子どもさんにとっては、なかなか30日未満になるというところができないということで、継続していく率は逆に高くなっているのかなというふうに今、分析してるところでございます。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　よく分かりました。ありがとうございます。やはり１回長期で休んでしまうと出づらいというのは当然あると思うんです。そこを一生懸命、Ｉｒｏｏｍとかでやってらっしゃるんですけども、その子たちが葛城市内の公教育を受けてる間に完全復帰できるかというところがやっぱり難しいところの、これから先も課題かなと思いますので、その辺り、また対応、何がいいか分かりませんけども、頑張ってください。

藤井本委員長　いい成果を出されているということで今回お聞きをしてます。いい成果を出されたの

は、どういう努力をされたんだろうということで皆さん聞きたいわけで、何でも一緒で、よくなれば、上をまだまだ目指してもらわなあかんというような質問になってますけど。

ほかにないですか。

川村委員。

川村委員　お尋ねいたします。よろしくお願いします。

先ほど大阪教育大とか帝塚山大学ですかね。心理面でそういったサポートを行う。これは、これからというか、今もされてるというふうに認識してていいのかどうか。これは、教育部局の独自のものなのかなと思うんですけど、先ほどから調査案件にあった、こども・若者サポートセンター、ここも心理士さんたくさんいらっしゃるんですけども、その辺の連携ですよね。これは連携たるものがない域なのか。不登校というのが。そこをどういう分け方してはるのかというのを教えていただきたいんですけど。

藤井本委員長　提携されてると、先ほど森本課長のほうから出ましたので、そのことについてもう少し深く教えてください。

札辻主幹。

札辻学校教育課主幹　学校教育課、札辻でございます。質問ありがとうございます。

まず、各専門機関との連携ということで、大阪教育大学及び帝塚山大学ということを例として出させていただきました件についてお答えさせていただきます。

大阪教育大学のほうは完全に市と連携をしておりますので、今、心理学部の先生等と、どのような形で、低学年の子どもたちの頃から心理教育をさせていただくことが、子どもたちのレジリエンスを高めて、人生にとても役に立つ力が芽生えることがあるということも専門家の先生からお聞きしておりますので、その授業等、また今後どのようにしていくかというのを今、話し合ってる段階でございます。そして、ただ、先生方のほうには、大阪教育大学から、学びのシステムといいまして、オンラインでいろいろ受けれる教材等がございまして、そちらのほうで先生方の力量アップ等もできる機会というのは、教育委員会としてご提示させていただき、利用していただいてる先生もあるかと思いますので、まず、大阪教育大学とはそういう形でございます。

帝塚山大学のほうは、奈良県の事業、大学生が、未来の奈良県事業という公開コンペをされて、そこで優秀をとられた制度が大学生による心理教育というものでございまして、それが本年度で３年間終わります。その１年目から、本市、１つの学校のほうで取り入れさせていただきまして、３年間継続、本年度終わったところでございます。３年間継続したということが、まさに子どもたちにとって、大学生から、先生でもない、親でもない、斜めの関係というような関係の、憧れるお兄ちゃん、お姉ちゃんからいろんなことを学べるというところがとてもよかったということで３年間継続してできたというふうに分析しておりますので、そちらの学生さんや学びをほかの学校等にも広げていけたらいいなということで、今どのように計画しようかというところで、少し前向きに研究させていただいているというところでございます。

そして、今までしてなかったのかということになるのでございますが、ＡＩ蓮花ちゃんの

相談をさせていただいていると思います。こ・若と連携させていただきまして。それは中学校のほうでは、確実に子どもたちが自分の気持ちと向き合ったり、先生方が子どもたちの様子をしっかりとじっくりと見取っていく時間ということで、ハートアワーという時間を各中学校設定いただきまして、取組を進めさせていただいております。その中で、こ・若の心理士さんがレジリエンスを高めるために、例えば相談してもいいんだよとか、みんなでリラックス体操をしましょうとか、ある一定のテーマを決めて、ＹｏｕＴｕｂｅといいますか、動画をつくっていただいております。それを各中学校で見ていただく機会を設けまして、専門家による心理教育というのも並行して連携してさせていただいているというところでございますので、そのようないろんなところから子どもたちに何が、それぞれ子どもたちが心に入ってくる角度というのは違いますので、他機関との専門機関との連携を力にしながら、今後も進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。長くなり申し訳ございませんでした。

藤井本委員長　ありがとうございました。

川村委員。

川村委員　いろいろと、また更なるスキルアップをしていただいてやっていただいてる、今、実態を聞かせていただきました。全体的な活動であるのか。それとも、個別の支援というか相談、それぞれに、いろいろと、Ｉｒｏｏｍというところの成果の１つとして、要するに不登校の人たちの個別支援という形のところに取り組んでいただいてるのか。それとも全体的な、先生方に対してとか、そういう専門性というのをどういうところに発揮していただいてるというのが、私、今、聞かせていただいて、具体的に見えなかったんですけども、特にこ・若の心理士さんも、心理教育というレジリエンスを高めるということで、全体教育に関わっていただいてるのかなと。そうなってきたら、先ほどから話題になってます、学校とのいろいろと、学校で支援を求められてる、相談を求められてるところのこ・若の役割というのが、また逆にもうちょっと希薄になってしまって、そこの部分が、どういうふうにこ・若の心理士さんは働いていただいてるのかというところは、今の答弁では、心理教育という部分、それからＡＩ蓮花ちゃんの部分だけになっていってて、大阪教育大の先生方は個別でやっていただいてるのかとか、その辺りがどういう連携をしてるのかって見えないんですけども、もうちょっとだけ具体的に教えていただけますか。

藤井本委員長　札辻主幹。

札辻学校教育課主幹　学校教育課、札辻でございます。ご質問ありがとうございます。

説明が漠然としておりまして、申し訳ございませんでした。まず、学校におけるこ・若の心理士の先生方の連携ということでございますが、学校のほうにスクールカウンセラーということで入っていただいておりますので、日々の子どもたちや教職員、そして保護者の方への相談業務というところで個別の案件にもご協力いただいております。そして、あと巡回相談の先生方というのは、学校のほうに月数回入っていただき、先生方からの相談や、子どもを直接観察いただいてご支援いただいたり、保護者の方とも対応いただいております。そして、月１回、学校のほうでは必ず、こ・若の心理士さん、専門の方を入れてのケース会議の

ほうを開くようにしていただいておりますので、そちらでは毎月、子どもたちの様子を確認いただいて、個別そして学校全体としてというところでお力のほうをお借りしている状況でございます。

以上でございます。今、一瞬頭が飛んでしまいました。一旦ここで切らせていただきます。申し訳ございません。ありがとうございました。

藤井本委員長　川村委員。

川村委員　いろいろと役目がそれぞれにあって、難しいですよね。今、Ｉｒｏｏｍのとこから入ってきたんで、えらい中まで、奥まで行っちゃったという感じですけど、でもそれは、Ｉｒｏｏｍも、それからあとｉＳｐａｃｅですか、何かいろいろとＩがついてる部分については、教育委員会部局のことなのか、こ・若の域なのかとかいうとこら辺がそれぞれにあると思うんです。Ｉｒｏｏｍは教育委員会としてやられてる。この成果は、いろいろと更にそこに支援の体制を組んでいただいてるということはよく理解できました。そこへ巡回相談員も、それから、それぞれのケース会議というのも分かりました。これから、そういった教育との連携を持って、不登校の原因がどこにあるのかというとこをしっかりと追求して支援に持っていっていただいてるということで、やっぱりこ・若の力というのも、それぞれ今まで、それまでの過程から見て、学校に入って、通級指導教室なんかも非常に積極的にやっていただいて、またニーズがあるので、そこに通級指導教室も盛んにやっていただいてるということは、段階を踏むと、就学前にどこまでサポートするか。就学後、そこスルーしちゃった人が、今度学校現場でどのように支援していくかというところの、まさしく学校現場の部分やと思うんです。

我々議員は、要するに１人の幼少期から支援が必要やという方が、学校に行って、学校でいろいろとそういった支援も継続して受けられる体制というものを、しっかり構築していく１つの流れを持ってやっぱり見ていってるんですよね。だから、今、学校の中で現場としてそういう支援が必要なときにはどういう体制を組んでいただいてるのかというのを聞かせていただきましたので、今の体制のまま、しっかりこ・若との連携もとっていただいて、こ・若も、月１回のケース会議ですか、それが本当に十分なのかどうかとか、そういったこともまたこれからもお尋ねさせていただきたいと思いますので、とにかく総力を挙げてやっていただいてるということについては理解をさせていただきましたので、またこれからも、不登校という事象に対してどうこうじゃなくて、やっぱり不登校にもちろんならない、そして学校で快適にやっぱり勉学に励んでいただくという環境整備をするためにどうしていただくかということについては、またよろしくお願いしたいと思いますので、意見として言わせていただきます。

藤井本委員長　ほかに。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　これはほんまに議論を進めさせてもらってる身としても、私としても、これだけ、例えば小学校にしろ、ほかの奈良県、全国に比べて、いい数字を出していただいてるというのは非常にうれしいです。このまま続けていっていただきたいと思いますけど、これ、令和６

年度まではされてるけど、７年度も、表には出てないけども、ほぼほぼ数字も出てるであろうと思います。令和７年度も大体同じような数字で推移してるんでしょうか。たまたま令和６年度が下がったというもんじゃないですかという、そういう質問をしたかったんですけど。

椿本教育長。

椿本教育長　令和７年度については、今の段階では、まだ数字のほうは計上というか、していないので分からないんですけれども、小学校については少し感触があるのかなというふうには思っています。ただやっぱり、中学校のほうの極端な減少というのは、恐らく７年度も難しいというふうに思っています。それは、先ほども説明させていただいたように、やはり継続率というのも結構高い数字が残っております。新規の発生はできる限り少なく抑えたいと言いますか、抑えれるような環境整備はさせていただいておるんですけれども、やはり小学校から中学校に上がるに当たり、不登校になってしまうお子様というのは一定数おるものですから、なかなかその辺りの数値が極端に下がるというのはないのかなというふうに、今、分析しているところでございます。

藤井本委員長　分かりました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

増田議長。

増田議長　非常に努力していただいて減ってるということで、いい情報提供していただいたと思うんですけども、これは先ほどからの対策によってこういう成果が上がっていると。カウンセリングであったり、居場所づくり、ＡＩ相談とか、いろんな方法でこういう低減といいますか、不登校の数値を下げていただいてると。先ほど川村委員のほうからも、快適な居場所っていいますか、環境っていいますか、そういうお話もあって、私、この資料の中で見る範囲では、原因というのがないんで、公表できるものであれば、原因があって、どういう環境整備をすれば減るんだというふうな、これ、結果から対策を講じてるという、そういう対策なので、原因というものの分析も見たいな。なぜ不登校になってるのかという分析は、調査なりされてるのか。ご答弁できましたらお聞きをしたいんですけども、どうですか。

藤井本委員長　椿本教育長。

椿本教育長　以前にも、委員会で不登校の調査を取り上げていただくときにも、私も一度答弁させていただいたと思っておるんですけど、不登校の原因というのは、その子に応じて、本当にケース・バイ・ケースでありまして、これが原因で不登校になるという原因が分かれば、当然対応もしやすいんですけれども、一概にそういうふうに簡単に原因が分かるものではないと。国のほうもいろんな分析をかけて、公表資料の中にも、原因がこれですよ、この原因が何％ですよというような公表資料は、私どももよう見つけない現状でございます。

本市においても、子どもたちの様子というのは本当に一人一人違いますので、個に応じた対応を早期にしっかりと支援をさせていただくというのが、今、私どもやらせていただいてるところかなというふうに思っています。ただ、先ほどもありましたように、不登校に、また学校に行きにくい子どもたちの居場所、環境づくりというのは体制的にも整ってきたところですけれども、不登校を生まない予防的なことが何かできないかということで、先ほど予防的心理教育を進めることで子どもたちのいわゆるレジリエンスを高めて、自己肯定感を高

めることによって学校に行きにくい環境をつくらない。そんな子どもたちを育んでいきたいというふうに思い、今、取組を進めようとしているところでございます。

以上です。

藤井本委員長　早期にという言葉、いい言葉でした。

ほか、ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、５番、不登校に関する事項については以上といたします。

次に、６番、部活動の地域展開に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても理事者より報告をお願いいたします。

森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課、森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、部活動の地域展開について経過報告をさせていただきます。資料のほうで令和７年度の総括及び令和８年度の活動体制についてのご報告となります。まずは資料の１、令和７年度部活動地域展開実証事業総括アンケート結果をご覧ください。今年度、実証事業として先行して地域展開をいたしました７つの学校部活動を対象にアンケート調査を行いました。アンケートには、地域クラブ活動に参加した生徒、それから保護者、地域の指導者、顧問の教職員に回答をいただいております。

１ページ目をご覧ください。教職員には主に、部活動を地域展開してよかった点及び難しく感じた点について伺っております。よかった点といたしまして、自身の休養日が増えた。それから、生徒が専門的な指導を受けられたの２点が大きな割合を占めました。また、信頼して任せることができたと回答いただいたことについては、活動開始に至るまでに打合せを重ねたこと、活動開始後も定期的に情報共有を行った結果だと考えております。一方で難しく感じた点については、指導者間の連携が大きな割合を占めております。先ほどお伝えしたように、必要に応じて打合せや情報共有を重ねてまいりましたけれども、指導方針等のすり合わせに負担感や難しさを感じていることが分かりました。また、生徒間のトラブルの対応については、大きな事象の報告は受けておりませんけれども、休日のトラブルが平日の学校生活に影響することは少なからずありますので、その部分に難しさを感じられていることも分かりました。

次に、２ページ目をご覧ください。中学生の満足度について伺ったところ、約８割の生徒から、とても満足、満足といった肯定的な回答が得られました。満足できた主な理由として、指導者の指導力や人間性、また、学校部活動との円滑な連携が挙げられております。一方で、どちらかといえば不満、また、不満と答えた理由としましては、期待したほどの専門的な指導を受けられなかった。平日と休日の指導方法が異なることがあった等が挙げられました。来年度全ての部活動を地域展開するに当たりまして、平日の指導者との連携及び指導者の質の担保が大切であると再確認をしております。

３ページ目をご覧ください。中学生には、活動への参加頻度、練習のレベル、自身の技術向上についても尋ねましたが、おおむね肯定的な回答結果となっております。一定の子ども

のニーズに即した活動を実施することができたと感じております。

続いて４ページ目をご覧ください。保護者についても子どもの活動に関する満足度を伺ったところ、生徒同様８割近くの肯定的な回答を得ることができております。来年度以降、地域クラブ活動に参加するために必要なことを伺ったところ、指導者の質の担保や活動の安全性が挙げられました。先日、スポーツクラブ葛城と連携をいたしまして、地域クラブ指導者の講習会及び救命講習を実施をしております。指導者の資質向上や安全な活動の実施のために、来年度もなるべく早い時期に実施をしたいと考えております。また、経済的な支援については、必要な家庭に支援ができるように制度設計を行っております。また、適切な保護者負担についても伺っております。現在、国からは月1,000円から月3,000円が目安の額として示されております。アンケート結果においても月1,000円程度という回答が最も多く、現在、本市としても月1,000円程度を基本として調整を進めております。

続いて５ページ目をご覧ください。指導者にはやりがいについて伺ったところ、こちらも８割程度が肯定的な回答となりました。生徒の成長や意欲の向上、円滑なコミュニケーションが図れたことにやりがいを感じていただいた一方、指導に関しては想定よりも難しかったと回答された割合が多く、中学生への指導方法やコミュニケーションのとり方に難しさを感じた部分も見受けられました。

次に、６ページ目をご覧ください。今年度の主な活動として、活動への満足度、教員の働き方改革、学校と地域の連携を挙げさせていただきました。来年度は、休日の活動を全て地域クラブ活動として実施するため、今年度以上に平日、休日の連携を図ること、そして安心・安全な活動環境を保障していく必要があります。今年度の実証事業を生かし、よりよい活動を実施していきたいと考えております。

次に、資料の２、令和８年度の地域クラブ活動指導候補者をご覧ください。12月の報告から９名登録が増えまして、現在、指導候補者は65名となっております。４月からの活動が円滑にスタートできるよう、現在、４月の練習のスケジュールと指導者の配置等について調整を行っておるところでございます。

最後に資料の３、令和８年度葛城市地域クラブ活動への参加申込みについてをご覧ください。こちらは学期末の修了式の日に配布を予定をしておるものでございます。表面は申込みの方法や種目、活動日数等について記載をしております。裏面をご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、保護者負担額については月1,000円を、前期6,000円、後期6,000円と２回に分けて集金をさせていただく予定としております。この参加費の中にはスポーツ安全保険への加入料や中体連への加盟金、個人登録料等も含まれているため、別途登録費や保険料を集めることはございません。その他移動送迎のことやアプリの導入に関する説明、緊急連絡先の共有について記載をしております。

以上で部活動の地域展開に関する報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明をいただきました件につき、何か確認事項、ご質問ございませんでしょうか。

杉本副委員長。

杉本副委員長　よろしくお願いします。これ、僕、一番気になってたのは、平日の先生と、あったじゃないですか、生徒の声にも。先生の教えることが違う。これ、結構、僕、問題になるんやろなと思ってたら、やっぱりそういう声が出てきたから、質問させてもらいますね。

先ほど、先生の資質担保って言わはったんですけど、こういうスポーツ熱心な先生方って、自分なりの哲学みたいなんはあると思ってるんです。例えばゴルフ１個とっても、教える人によって全然違うじゃないですか。それを平日と休日で分かれてるというイメージでいいですよね、今ね、多分というか、そうやと思うんです。だからそういう声が出てきてるんですけども、これってどないやって解決するんですかね。平日の先生と休日の先生の話合いみたいなもんをしていただくという感じなんですかね。その辺がよく分からないんで。

藤井本委員長　森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課の森本でございます。よろしくお願いいたします。

今年につきましては、連携のパイプ役といたしまして、教育委員会の担当者が、地域の指導者と教員の間を取り持って、密に連絡を取り合う形をしていたんですけれども、そういう結果が出ておりますので、来年度につきましては、また、そういう何か調整する会議等ができないか、今、検討を進めておるところでございます。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　そうなるとやっぱりなかなか難しい問題ということですよね。だって、そうですよね。Ａという先生とＢという先生、教え方ちゃうかって、この２人、仲悪くなりますもんね、多分ね、それ。その辺課題やなと思ってるんで、僕もいろいろ考えたりもしますけど、頑張ってくださいしか言えないですよね、これってね。

藤井本委員長　森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課、森本でございます。

もともと指導をしたいという先生については、休日のほうも指導していただく形にはなってくるんですけれど、休日の指導をやっぱり希望されない方については地域の指導者の方という形になってきますので、そこの連携については確かに本当に難しいなとは私どもも考えておるところでございます。

藤井本委員長　ほかに。

奥本委員。

奥本委員　１点確認させてください。

６番のとこの、指定アプリの導入についてというところで、Ｓｇｒｕｍというシステム挙げてらっしゃいますけど、これはアカウントの契約を教育委員会でされて、それぞれの地域クラブのほうで子どものアカウントをつくって渡すというイメージなんでしょうか。その利用料をそれぞれ保護者からもらうという形で間違いないか。

藤井本委員長　森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課、森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

このアプリのほうなんですけれど、休日の部活動、地域クラブにつきましては、学校外活

動ということで、今度スポーツ安全保険に加入して活動していただく形になります。このスポーツ安全保険の指定アプリというのがこのＳｇｒｕｍというアプリになっておりまして、指導者と保護者との連絡等については無料で使える形になっております。ただ、来年度以降、参加費を徴収することになりますので、徴収に当たりましては利用料というのが少しかかってくるので、そこは負担していただく形にはなるかなと考えております。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　利用無料ですか。このサイト、ホームページを見たら、月120円って書いてあるんですけど、これはだから、スポーツ保険の中に含まれてるからもう無料というイメージですかね。

藤井本委員長　森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課、森本でございます。

加入団体については、連絡等については無料で使える形になっております。ただ、集金機能については手数料がかかってくるという形になっております。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　ということは、その次の、アプリ上で使用する主な機能の参加費の集金というたら、集金をしますよという連絡だけの部分やったら無料やけども、集金機能を使ってないからそこはお金かからないという認識なんですよね。分かりました。

藤井本委員長　ほかに。

木村委員。

木村委員　よろしくお願いします。アンケート結果、教職員からも、期待していたほど専門的な指導が受けられなかった。中学生も、専門的な指導が受けられた、満足できた理由もありますけど、不満に感じてるところ、期待していたほど専門的な指導を受けられなかったってあるんですけど、これ、中身、どういうふうなことを、ひょっとしたら部活動によって、指導者で偏って、いい指導者がついたんか。それとも、全てにおいて、これ、何でこういうふうに分かれてるのかなと思って、その辺、分かるのであれば、お願いします。

藤井本委員長　森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課、森本でございます。よろしくお願いいたします。

指導者の方につきましては、もちろん競技経験がある、またはその資格を持っておられる方を採用というか、任用させてはいただいてるんですけれど、そのときに、中学生の中でも、どのレベルまで求めてるかというのは人それぞれ違うと思います。その辺りのところがあるのかなとは思ってるんですけど、細かい部分までは把握が今現状できておりません。申し訳ございません。

藤井本委員長　木村委員。

木村委員　多分、子どもたち、専門的な知識もっとつけたいからこそ、受けられなかったって出てる結果やと思うんですね。もし、その辺も、専門的なやつ、どんなふうに子どもたちが期待してるのかとか、その辺また詳しくアンケートでもとっていただいて、部活動にもっと反映できるようによろしくお願いします。

藤井本委員長　ほかに。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようでございますので、６番、部活動の地域展開に関する事項については以上といたします。

続きまして、７番、屋内運動場空調設備整備計画に関する事項についてを議題といたします。

本件につき、理事者より報告をお願いいたします。

葛本課長。

葛本教育総務課長　教育総務課の葛本です。よろしくお願いをいたします。

指定避難所でもあります屋内運動場は、災害時における避難所機能の強化が必要なことはもとより、近年、記録的な猛暑が続いておりまして、学校では、児童や生徒、教職員の方々、また、社会体育施設では、施設利用者の方の健康を守るための空調環境の確保というものが喫緊の課題となっております。こうした状況を踏まえまして、効率的に空調の整備を行うために計画を策定しております。計画では、断熱化、空調方式の熱源等、そういった要素を検討させていただいておりますので、概要書のほうで説明をさせていただきたいと思います。

お手元、概要書のほうの、まずは２ページ目のほうからお願いをいたします。

屋内運動場の現況の資料をまとめさせていただいたものになります。対象となっております小学校、中学校の屋内運動場と、それから社会体育施設、合計10か所の施設がございます。今回整備を考えておりますのは、アリーナだけではなく、例えば忍海小学校でありますと、玄関の上にミーティングルームという少し広い部屋がございます。また、當麻スポーツセンターにおきましては、２階のほうには格技室、またトレーニング室が１階に、それと、アリーナの手前にはかなり広い面積のロビーがございます。こういったところに関しましても空調が配備できるようにというところで計画を考えさせていただいております。

それぞれの建物の現状の断熱性能というものを表に表させていただいておりまして、実際には今、新庄小学校が令和７年度に改修をさせていただいた際に、壁内側に断熱材を入れる等、少し断熱の対応は進めさせていただきましたので改修済みとさせていただいておりますが、ほとんどの建物が、断熱の性能としては、今は何も処置がされていないという状況ではございます。

また、施設の概要といたしまして、都市ガスの供給があるのかどうかというところでは、今現在、下の９番目、10番目にございます市民体育館や新庄スポーツセンターにおいては、都市ガスの供給が付近まで届いていないという状況がございます。

３ページ目のほうに移ってまいりまして、断熱化工事のほうを検討させていただいた内容となってございます。断熱化の工法等の検討におきましては、外装に遮熱断熱塗装や窓フィルム等、張り合わせを組み合わせた簡易なスペックと、それから屋根のカバー工法、もしくは外壁の外断熱といったことも組み合わせた、大々的に行うフルスペックという部分と、一番簡易に窓フィルム、ここが体育館の場合、割と窓の面積が多いので効果的であろうということで、窓フィルムを貼っただけの窓フィルムという３パターンについて検討させていただ

いております。

なお書きにありますように、床断熱とか、例えば壁の内側に断熱材を仕込むという改修になってまいりますと、かなり大きな改修で長期間、建物が使えなくなるということで、今回は検討のほうには採用させていただきませんでした。この３つのパターンで見積りしていただきました金額といいますのが、表の２のところにそれぞれ表させていただいております。一番上の新庄小学校だけは、冒頭申し上げましたように、一定の断熱化をしているということで窓フィルムだけの対応で一旦検討させていただいております。

総事業費をどれぐらいにしていくかというところの検討におきましては、そこに理由等も書いてあるんですけれども、まず、１つ条件として、国庫補助金をいただくためには、断熱性の確保というところで、数値は決まってないんですけども、何らかの断熱性を担保する必要があるということで、何かをする必要が必ずあります。ただ、その中で、改修工事の内容によっては、やはり長期間施設の利用に制限が必要となってくる部分、それから事業費全体の検討をしていく中で、建物の断熱性能を高める改修を行うことで一定光熱費が下がるであろうとかいう効果が期待できるんですけれども、改修工事にかかる費用を回収できるほどの効果が得られるかどうかというところでは、困難ではなかろうかというところでございました。そういったこともあったというところが、ここでの確認の内容になってございます。

めくっていただきまして、４ページ目のほう、こちらは空調設備の検討のほうをさせていただいた内容となってございます。まず、空調方式につきましては、一般的に体育館で使われます電気空調、ＥＨＰと記載させていただいてますのが電気になります。ＧＨＰのほうがガス空調の方式になります。この２つを検討するものとして、その違いのほうを下の表のほうに、それぞれのメリット、デメリットのほうを入れさせていただいております。

ＥＨＰでは、導入コスト、メンテナンスコストを抑えられるところがあります。一方で、契約電力の基本料金、デマンド料金というところが高くなってくるというところで、光熱費が上がっていくというところがございます。また、空調設備そのものの価格はＧＨＰに比較して安く出る可能性が高いんですけれども、一方で既存の受変電設備のほうの容量、高圧受電のほうの容量が不足する場合には、新たにコンデンサー、変圧器を設けるなど、そういったところでの更新、増設の費用がかかってまいります。

ＧＨＰでは、本体そのもののメンテナンスが高くなりやすいというデメリットがある一方で、消費電力のほうに影響が少ないですので、デマンド、高圧電力の契約電力の基本料金というところが上昇することを抑えることができるというところで、それぞれにメリット、デメリットがございますので、この辺りはそれぞれの導入のコストを比較しながらというところで考えさせていただくことといたしました。

次に、どれだけの空調能力が要るのかというところの課題でございます。こちらにつきましては、この空調能力の計算には一応建築設備設計基準がございますので、そちらのほうの計算で空調負荷計算というものを行っております。その中の条件の１つといたしまして、例えば温度をどう設定していくか。湿度をどう設定していくか。また、人体から出る熱を勘案するときの収容人数をどう考えるかというところがございますので、そちらについては下の

表のほうに表しております。温度、湿度につきましては、それぞれ建築設備設計基準の中で定められてる範囲で、一番緩いところでは取らせていただいたところでございます。収容人数につきましては、小・中学校、社会体育施設に少し分かれるんですけども、まず１つは、ガイドラインというところで使わせていただいてるもの、災害時のガイドライン、もう一つ、災害時の現状というものがございます。あと平常時の使い方というところで考えさせていただいております。それを表しておりますのは、５ページのほうの収容人数の設定というところの表でございます。

災害時のガイドラインと申しますのは、下のほうに注釈根拠をつけさせていただいておりますが、内閣府が今示されておられます、避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインというところの比較基準で１人当たり3.5平米の収容した場合、それから、災害時の現状と申しますのは、今、本市におけます避難所の想定している収容人数が平米当たり1.6名、大体畳１枚分に１人というような想定をしております。それと、平常時におきましては、小・中学校におきましては、学年で活動することを念頭に置きまして、クラスの人数掛ける学年のクラス分ということで想定をさせていただいております。社会体育施設につきましては、これはもう使い方によってまちまちになってまいりますので、一旦は運動時の基準として設けられております、１人当たり５平米というところで判断をさせていただこうということで設定いたしました。

この人数も設定した上でどれだけの空調設備が要るのかというのを示させていただいたのが、６ページから７ページにかけてでございます。それぞれに電気空調の場合とガス空調の場合で、新庄小学校におきましたら、一番上がガイドラインの、内閣府が用いている人数、２段目に、市が用いている災害時の避難者数、それから平常時の活動数というところで、それぞれ必要な台数等を勘案させていただいております。

続いて、次の８ページのほうに参りますと、空調設備費用の財源検討というところでございます。空調設備にどのような補助金が使えるか。財政の補てんができるかというところでございます。いろいろ確認をさせていただきましたが、今現状、屋内運動場の空調設備に使える補助金、財源といたしましては、まず１番目には、期間が延長されました緊急防災・減災事業債、２つ目に、文科省から出ます学校施設環境改善交付金、この２つの財源という形になってまいります。その内容、特徴を表３－５のほうに表させていただいております。

緊急防災・減災事業債におきましては、100％が充当されるということで事業費総額を借入れができ、そのうちの70％が交付税措置として交付税に算入されることになります。下の、次は学校施設環境改善交付金のほうですけれども、学校施設と社会体育施設の２つに分かれております。ただ、ほとんどの要件は一緒でございまして、交付金の算定につきましては配分基礎額というものが設定されます。それの２分の１が今はもらえるという形になります。配分基礎額につきましては、空調設備を配備する対象となる施設の面積に国が定めます補助単価を掛けさせていただいた金額になってまいります。この金額を下の表のところに表させていただいております。下の表に入っております金額といいますのが、例えば新庄小学校で申し上げますと、この施設に空調を配備するときに国が補助金を出すときの基準となる金額

になりまして、電気空調の場合ですと5,460万1,000円、これをガス空調でいきますと7,693万円、これの２分の１が補助金の対象となってまいります。

この補助金の対象から外れた部分ですが、配分基礎額から交付金を除いた分につきましては、地方債の中でも交付税算入が見込まれます費用がございます。今回は、比較に当たりましては、その中でも最も活用度の高い、一番算入率の高いところというところで、補正予算債というのが、これ、補正予算の前倒しを利用したときですけれども、これにつきましては100％を借り入れて、なおかつ50％の交付税算入が見込まれるというところで、これを条件として一応比較のほうをまずさせていただこうということで入れております。

事業費に対する市の財政負担の状況でございます。下のほうに書かせていただいておりますが、電気空調、ガス空調、それぞれに断熱改修ありの場合となしの場合の事業費というのを算出させていただいております。事業費コストにおきましては、いずれにいたしましても、都市ガス供給のある施設ではガス空調のほうが、都市ガス供給のない施設では、先ほど最初に申し上げました、受変電設備の改修がどうしても必要になってくるというところで、都市ガス供給のない設備では電気空調のほうが安価となっております。

都市ガス供給のない施設におきましては、電気空調を使うのか、ガス空調の場合でありますと、一番近いところのガス本管からその敷地までのガス本管を、本市が負担をして賄う必要があるというところを含めて比較のほうさせていただいております。

事業費に対します財源の負担のほうですが、緊急防災・減災事業債を活用させていただいた場合の市の財政負担といいますのは、交付税算入を見込んだ後の事業費の30％になります。一方で国庫補助金を活用させていただいた場合の市の財政負担といいますのは、事業費の67.4％程度となってございます。補助金を活用した際に負担が高くなる理由といたしましては、対象となる配分基礎額が面積に単価を乗じて算定されるために、実際の事業費と乖離する傾向にあることや、配分基礎額を超える事業費につきましては、完全に市の負担という形になってしまうというところがあります。

それでは、めくっていただきまして、９ページ目のほうになります。防災機能の検討をさせていただいております。各災害におけます必要防災機能の検討の整備というところでございます。災害時にインフラのほうがもし停止した場合、電気が止まる、また、都市ガスが止まった場合の動作確保の機能として、以下のほうを検討させていただきました。

まず、空調を稼働させるための熱源の確保というところで、電気空調では、停電時の対応として非常用発電の設置、ガス空調におきましては、都市ガス停止時の対応といたしまして、停電時には電源が自立して動く電源自立型のＧＨＰの設置、また、都市ガスが止まった場合には、プロパンエア発生装置というものを設置することで、プロパンにエアーを混ぜて都市ガスの代わりに使うことができる機能というものがございます。下のほうに少し絵のほうを入れさせていただきました。こうした機能を持ったものを準備することができる。その機能を確保するところでは、下のほうに書かせていただいております。まず、避難所の生活環境を確保するため、停電時、災害発生から72時間を見越した中で、次の機能が動作する電力供給もできるようにしたいということで、まず、空調設備の稼働につきましては、冷房時の３

分の２程度以上の負荷ができるような仕組み、それからアリーナ、また、避難対象の施設となる、基本的には今空調を入れるところになりますが、そこの居室の天井照明、それからトイレの天井照明、トイレが十分に使えるような状態にすること。また、スマートフォン、あとパソコンの充電等が、使用等ができるようなコンセント設備、賄えるコンセントを設備することを盛り込んでいきたいというふうに考えております。

最後10ページになります。整備スケジュールの検討でございます。まず、整備の優先順位、施設の優先順位というところでございます。施設の優先順位につきましては、災害時における避難所としての使用や施設の規模、地域バランス、平常時の利用頻度に着目し、まずは災害時に学校施設よりも長期間避難所としての使用が見込まれます社会体育施設のうち、特に様々な大会や事業の会場として使用される頻度が高い市民体育館と當麻スポーツセンターから着手していきたいと考えております。

次に、学校施設の中でも、部活動や平常時の使用頻度が高く、地域バランスのとれた整備ができます中学校の２校、その後に小学校５校、新庄スポーツセンターの順に施設整備のほうを進めれたらというふうに考えてございます。

次に、発注単位でございます。空調整備については、昨今の人手不足や整備費の高騰から、入札不調が起こっております。事業者が選別受注できる状況となってございますので、事業内容やその事業規模によりましては、事業者のほうが参画を見送るケースというのが出てまいっております。また、事業者に対する調査を行っております。その中でも10施設、包括発注を望む意見を多くいただいているというところがございます。以上を踏まえまして、発注規模といいますのは、10施設を包括することが望ましいと計画のほうではさせていただいております。

以上、簡単になりますが、説明のほうを終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

藤井本委員長　今、一遍にというか、説明いただき、なかなか難しいところがあるかと思いますけども、質疑に入ります。

その前に、費用の面についての説明がございました。予算特別委員会で予算関係審議しますので、その分については抜きで質問をしていただきたいというふうに思います。

質問、確認事項ございませんか。

木村委員。

木村委員　お願いします。今、床の面積で、平米でどんだけ効くかの状況を、国の基準なんですかね、これは。それ１つと、体育館とかその辺は、僕ら建設業やったら、足場を床で組まんと、立米、高さがあるんで、組むんですよ。それなぜかいうたら、届かないから。空調施設も上に上に行ったら全然効かないと僕はちょっとだけ思うんですけども、その辺は、今これ入ってるやつで効くという判断をちゃんとできてるのかだけ教えてください。

藤井本委員長　葛本課長。

葛本教育総務課長　教育総務課、葛本です。よろしくお願いいたします。

まず、空調能力では、冷房能力とかの算定というところですね。基本的には平米で計算す

るというところが、建築設備の基準の中で、もちろん平米だけじゃなくというところの計算式があると。その計算に沿ってさせていただいたという結果になります。

今の整備で効くのかどうかというところで、もちろん高さがかなりありますので、というところでございますけれども、一応出てきた内容というのを、ほかのいろんなアンケートも聞き取りもさせていただきまして、熱負荷としては十分に対応できてるので、空調としては効くということで聞かせていただいております。

藤井本委員長　木村委員。

木村委員　立米でそういう計算のやつは、国はないということなんですか。それだけ。

藤井本委員長　葛本課長。

葛本教育総務課長　負荷計算の結果はいただいてるんですけども、細かな式まではいただいてないので、立米というところで、そこが含まれてるかどうか、今確認がとれておりませんので、確認のほうを入れさせていただきます。

藤井本委員長　木村委員。

木村委員　よろしくお願いします。体育館とここと、高さも施設も違うと思うんで、体育館やったら立米で計算しなさいよとか、もし、あれば、それで計算したほうがいいんかなと思いまして、また確認だけよろしくお願いします。

藤井本委員長　ほかにないですか。

私のほうで聞き漏らしたか分からないんだけども、表３－４の（２）空調設備の選定というところ、ありますやんか。ここで言おうとしてることは分かって、ＥＨＰとＧＨＰ、これは比較してるというふうに見たらいいんですか。適合するいいほうを使おうというふうに今検討してるものなのか。まだ決まってないのか。決まってなかったら、それ、予算とかどうやって出してるのかなという。

葛本課長。

葛本教育総務課長　この表で、まず必要な空調能力に見合う電気空調の量、それからガス空調、設備の規模というのを出させていただきまして、ここでそれぞれの費用について、両方の費用について全てはじき出していただいております。その中でコストの一番安価なものというのを選択させていただいて、今、予算のほうには上げさせていただいています。

藤井本委員長　もう決まってるということやね。ここはこれでいくという、何か比較してというふうに私は勝手に見てるんだけど、こうやから決まってるということでいいんですね。

葛本課長。

葛本教育総務課長　まず、この計画で予算上げてる中では、最初にお伝えできてなかったのかな。事業費の算出のところで、コストというところを比較したときには、やはり都市ガス供給のある施設では都市ガスのほうが安価に出てると。都市ガスの供給のない施設では電気空調のほうが安価に出ているというところで、一旦我々が計画の中で出してる分につきましては、市民体育館と新庄スポーツセンター、この２つは電気空調のほうが有利であると。それ以外のところは都市ガス、ガス空調のほうが有利であるというところで計画としては出させていただいております。

これは最終的にどうなるかというところは、また、もっとも有利なというパターンになってくると変わってくる可能性もございますので、そこはご承知いただきたいと思います。

藤井本委員長　今の段階ではこういうことで検討している。分かりました。

ほかにないですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長　僕の質問から出た話なんかなと自負してるんですけども、昨今の暑さ対策でも、体育館でも、僕の子どもの空手の大会でも、むちゃくちゃ暑うて、今のスポットクーラーあるだけで、もう飾りみたいになってるから、これ、すごい楽しみで、やっていただいてありがたいんですけども、体育館で、僕、１個不思議なんが、体育館の上、ずっと窓開いてますやんか。あれ何で、どういう決まりで開けっ放しなんですかね。これ、今、木村委員さんおっしゃったみたいに、暖房入れたら空気全部出ていくような気するんですけども、断熱とかもやられるわけで、フィルムを貼るとか言ってませんでした。そうでしょう。それやる前に窓閉めろよって思うんですけど、何で開けてやなあかんのですかね、あれ。

藤井本委員長　葛本課長。

葛本教育総務課長　まず、ご質問にお答えする前に、断熱の話で、いろいろ伝えるので抜けてたと思うんですけども、断熱化の検証はさせていただきました。費用計算のコストというところでは、最低限フィルムを貼るところをコストには含めて算定をしようといたしました。ですが、フィルムを貼る費用を回収できるほどのランニングコストへの影響というのは確認することは困難なので、国庫金をもし用いる場合には、必ず何らかの断熱化が要るので、どうしてもその事業費をその分上乗せしないと国庫がもらえないというところで検討はさせていただきました。

今回、費用の財源というところを判断させてもらうときに、やはり緊防債のほうがかなり市の財政にとって有利であるということがはっきりしましたので、緊防債には断熱化というのは求められてないんですね。ですので、今回、断熱化というところは一旦置いといて、まずコスト優先で空調のほうを整備したい。断熱化というのは、やはり窓フィルムというよりは、それもあるとは思うんですけど、一番は、窓を断熱化したりとか、全体の断熱性能アップというのが一番効果がありますので、そういったことは今後また、それぞれの施設、いろんな改修の場面が出てくると思いますので、そのときに延ばさせていただきたいということで、今回、最終的には断熱化というのは全て見送らせていただいております。

その上で、ご質問の、窓が開いているというとこなんですけど、今おっしゃっていただいてますのは、２階のギャラリーの上の窓が開いているということですね。施設によって運用をどうされてるのかがあるんですけど、私が把握してる限り、学校とか行かせていただいたら、基本的に開閉された後、最終的には閉めておられますので、閉めて使うというのが基本になってるかとは思っております。

また、社会体育施設のほうにつきましては、一度私のほうからその辺の運用ルール、やはり戸締まりのこともあるんで、最終は閉めておく必要もあると思いますので、特に空調を使う際には、その辺りはルール決めをして徹底していきたいというふうには考えております。

以上です。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　僕、３日に１回あそこいてるんで、心配なく開いてますから。何回も僕以外の方が、寒いから閉めてくださいって言いに行かはるんですけど、何らかのルールで開けっ放しにしやなあきません。換気なんかな。よう分かんないですけど、それをまず止める段階でだいぶ断熱効果なんちゃうのと思うんで、それ、何か絶対開けてやなあかん理由があるんやったらいいんですけど、何かそれあるような気しないんですよね、僕。だって、言わはるみたいに、ほかの体育館は閉まってるからね。なぜか、あそこだけ開いてるんで、全施設見ていただいて、これやっていきましょうよ。お願いします。

藤井本委員長　ほかに。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、７番、屋内運動場空調設備整備計画に関する事項については以上といたします。

次に、８番、葛城市新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告をお願いいたします。

松本課長。

松本健康増進課長　健康増進課、松本です。よろしくお願いします。

それでは、葛城市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてご報告申し上げます。

お手元に計画をお配りしておりますので、よろしくお願いします。まず、本計画の概要について簡単にご説明させていただきます。この計画は、新型インフルエンザ等の感染症が発生した際に、市民の皆様の生命と健康を守り、社会機能を維持するために市が実施すべき対策を定めた感染症危機管理の基本指針でございます。本日は、この計画の改定についてのご報告となります。

まず、今回の改定の趣旨ですが、本件は、本市が独自に新たな方針を打ち出すものではなく、国及び奈良県の行動計画が抜本的に見直されたことに伴い、それらとの整合性を図るために行うものでございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法において、市町村の行動計画は国及び県の計画に基づいて作成することが義務づけられており、今回の改定は、国から示された市町村行動計画のひな形に基づき、標準的な様式に沿って作成しております。したがって、上位計画の変更を本市の計画に適切に反映させ、国、県、市が一体となって対策に当たるための必須の手続でございます。また、本日の議会への報告につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法におきまして、計画を変更した際は速やかに議会に報告し、公表しなければならないと義務づけられておりますことから、この法的根拠に基づき改定の概要をご報告させていただくものでございます。

今回の改定におけるポイントは大きく２点ございます。１点目は、対策を行う時期の区分として、準備期、初動期、対応期という３つの期間に分けて対策を整備いたしました。まず、

感染症が発生していない平時の段階である準備期、次に、発生直後から感染拡大の初期に当たる初動期、そして、蔓延防止や医療提供体制の維持に全力を挙げる対応期、このようにそれぞれの時期に市が何をすべきかを明確にし、より実効性の高い計画としております。

２点目は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた対策項目の大幅な拡充と具体化でございます。これまでの計画では、対策の項目が大まかな分類にとどまっておりましたが、今回の改定では、コロナ禍で実際に直面した課題、教訓を踏まえ、項目を細分化し、より網羅的な構成に見直しております。具体的には、１、実施体制、２、情報提供・共有、リスクコミュニケーション、３、蔓延防止、４、ワクチン、５、保健、６、物資、７、市民生活及び市民経済の安定の確保という７つの章立てにより、各分野で市が果たすべき役割を明確化しております。これにより、どの部署がどのような対策を担うのかが整理され、有事の際に迷いなく動ける体制を構築いたしました。

また、本計画の改定に当たりましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、学識経験者の意見を聴取することになっておりますことから、地域医療の現場を熟知されている葛城市医師会にもご意見を聴取し、医学的、専門的な観点からもおおむね妥当であるとの意見をいただいております。詳細につきましては、お手元の改定計画をご参照ください。

なお、本計画の内容につきましては、何かご不明な点がございましたら、いつでも健康増進課までお問合せくださいましたら、丁寧にご説明させていただきます。

繰り返しになりますが、今回の改定は、国及び県の最新の行動計画と足並みをそろえ、法的な整合性を確保するためのものでございます。今後は、いつ発生するか分からない感染症危機に対し、本改定計画に基づき、国や県、地域の関係機関と連携し、市民の皆様の安心と安全を守れるよう、しっかりと取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、本計画の改定についてのご報告とさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長　ただいまご説明いただきました。非常に多くのことがあって、要点よりも、大まかなところを説明、意味的なところの説明あったと思います。細かいところはまた、分からないところは聞きに来てくださいということでしたけども、これ、できたところで、議会として質問しておきたい、確認しておきたいという部分しかないかと思います。また中身見ていただいた中で、ぱっと見ただけで、これは分かりにくいという部分もあるかもわからないけども、こんだけのことを何か質問ないですかと聞くのも、私も聞きにくいんですけども、ないでしょうか。

福本委員。

福本委員　福本です。よろしくお願いいたします。

非常に膨大な資料を見ているところで、気になったところだけお聞かせいただけたらなと思うんですけど、第２節、初動期というふうなところの７番のところなんですけれども、マイナンバーを活用した接種対象者の本人確認等のところなんですけど、デジタル化なんでデ

ジタルあったほうがええんですけど、ない方もいらっしゃるとは思うんで、国もマイナンバーを使ってくださいということなので、多分ここにそういうふうな記載の仕方せなしゃあないんやろうとは思ってるんですけど、ない、持っておられない方、どういうふうにしていくのかというのも多分やってはるんやと思うので、もし、よかったら教えといてください。お願いします。

藤井本委員長　松本課長。

松本健康増進課長　マイナンバーカードだけではなく、今もそうですけれども、資格の確認さえできれば、免許証とか資格確認書、持っておられる保険証等で確認はできますので。

福本委員　ありがとうございます。

藤井本委員長　ほかに。

莫大な量やし、多くの量だし、細かいところ、また聞きに行くことあるか分からないですけども、一番冒頭にあったように、葛城市ではこれは特別やねんというようなものはないわけですよね。国、県、市が連携していく。各市とも同じようなこういう計画をつくって、もちろん医療機関との関係というのは、医療機関が各市町村で違うので、そこら辺は違うだろうけども、大まかに変わるというところは、葛城市だけはこれをやってますねん。そういうのはないわけですね。

松本健康増進課長　はい。

藤井本委員長　分かりました。細かいところで確認はまた後日行ってください。

ほか、ないですね。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、葛城市新型インフルエンザ等対策行動計画に関する事項については以上といたします。

次に、９番、地域福祉計画に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告をお願いします。

能海課長。

能海社会福祉課長　社会福祉課の能海でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、社会福祉課からは、第２期葛城市地域福祉計画、葛城市地域福祉活動計画についてご説明させていただきます。

冊子等につきましては、現在印刷段階中ですので、今回、私のほうから口頭のみでご説明させていただきたいと思います。後ほど冊子等につきましては、完成しましたら委員の皆様に配付させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、計画の策定に当たり、市民アンケート調査、関係団体調査、住民ワークショップ、現行計画の庁内評価検証も行いながら、令和７年度地域福祉計画等策定会議におきまして、事業計画の素案を作成いたしました。本年２月からはパブリックコメントを実施し、最終案をまとめさせていただき、令和８年３月９日の地域福祉計画等策定会議でご承認をいただきました。本策定会議の委員長でもあります関西大学人間健康学部の岡田教授には、策定に当たりお力添えをいただきました。

それでは、内容のご説明をさせていただきます。まず、計画策定の趣旨です。①地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する各福祉分野の上位計画として位置づけられています。平成12年の社会福祉事業法の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、平成30年の社会福祉法一部改正により、市町村における地域福祉計画の策定が任意から努力義務となりました。②地域福祉活動計画は、地域福祉計画で定めた地域福祉推進のための方向性や目標を実現するために、社会福祉協議会が主導し、地域住民等が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を決める行動計画です。この両計画が相互に関連し合うことによって、地域福祉の充実した福祉のまちづくりを目指すものであります。

次に、計画の背景です。近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化や地域における住民同士の社会的なつながりの希薄化などにより、時代とともに地域や家族を取り巻く環境が変化しています。また、老老介護やひきこもり、虐待、子どもの貧困等、福祉分野における課題は複雑化、多様化してきています。こうした時代の変化の中で、全ての人々が人としてお互いを尊重し、助け合い、支え合いながら、自分らしく健康で暮らせる地域社会の実現が求められています。

葛城市では、令和３年３月に策定しました葛城市地域福祉計画、葛城市地域福祉活動計画において、「人とかかわりつながることで自分らしく暮らせるまち　かつらぎ」を基本理念として地域福祉を推進してきました。また、成年後見制度や福祉サービス等の適切な利用を促進するための計画である葛城市成年後見制度利用促進基本計画を前計画と一体的に作成いたしました。

令和７年度で計画期間が満了することに伴い、福祉の総合的な計画として、第２期葛城市地域福祉計画、葛城市地域福祉活動計画を作成いたします。また、本計画では、葛城市成年後見制度利用促進基本計画だけではなく、全ての市民が安全・安心に暮らせるよう、地域における再犯防止を推進するため、葛城市再犯防止推進計画を一体的に作成いたします。

次に、計画の位置づけです。本市の総合的な計画である葛城市第２次総合計画及び関連する分野別計画と連携、連動させながら、第２期葛城市地域福祉計画、葛城市地域福祉活動計画を定めております。本計画の計画期間は令和８年度から令和12年度の５か年となります。地域福祉計画では、地域の実情や生活課題等を踏まえながら、目指すべき地域の姿を明確にした上で、地域共生社会の実現に向けて目標を設定し、体制、組織、仕組みや社会資源の整備を定め、計画的に進めることが目指されます。総合計画の将来像を踏まえるとともに、目指すべき地域の姿を実現するため、「人とかかわりつながることで自分らしく暮らせるまち　かつらぎ」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けて、地域における支え合いを基盤とした取組を推進いたします。

計画の基本目標は３つあります。１つ目が、つながり支え合う地域づくり。２つ目が、福祉に関する情報発信や知る機会等の充実。３つ目が、福祉に関する情報発信や知る機会等の充実となっております。

最後に、推進体制です。計画を着実に効果的に推進するため、市関係部局と葛城市社会

福祉協議会の連携体制を強化いたします。地域福祉の主役は市民や地域であることから、地域福祉の概念や本計画の内容について、行政や社会福祉協議会、関係団体、事業所だけではなく、市民、地域とも共有する必要があります。そのため、市民や地域、関係団体、事業所、社会福祉協議会、行政が同じ土俵の上で協議することで連携の強化を図りながら、この計画を推進していくことでより充実した対策をしてまいりたいと考えております。

私のほうから説明は以上となります。

藤井本委員長　今、説明していただいてご質問を聞きたいところやけども、ものがまだできてないわけでしょう。まずもって、こういうのできますよという報告であったであろうかと思います。令和３年３月にあって、５年たって、今、令和８年３月、これをせなあかんわけですよね。それがまた５年後の令和８年から令和13年までの分を今作成中ですよと。それが今月末ぐらいにできますよというお知らせで、出来上がってから皆さんにお配りして、そこで質問を受けるようにしたいと思いますが、もうそれでいいですか。

川村委員。

川村委員　第１期の地域福祉計画、私も策定委員でしたので、一言、意見。

要するに、それぞれ、介護とか、障がいとか、いろんな福祉計画の一応上位法という形で、総合的な福祉計画になっています。あまりにもグローバルな考え方が示してあるわけですけれども、１つ言えることは、要するに絵に描いた餅にならんように。書くことは立派だけども、やっぱりやっていくことはやっていかんなんということを基本理念として頑張っていただきたいと。２期ですから、やっぱり１期の計画がどこまで達成されたかということの検証は、当然、次の２期の計画ができたときに検証するべきところでありますので、どうぞ、その計画できましたら、また見せていただきたいというふうに、よろしくお願いします。意見だけで結構です。

藤井本委員長　杉本副委員長。

杉本副委員長　あんまり意味分かんないんですけど、ものできてへんから、口頭だけで説明ってなかなか珍しいなと。計画やのに。何で今日した。もう間に合わん。どっち向いても、もう出来上がるんですよね。今、何か修正しても……。

藤井本委員長　それは打合せの中で、こういうのが出来上がると。ありますという……。

杉本副委員長　これで載せるって話とちゃいました。間に合わないって言ってましたっけ。俺聞いてますか。

藤井本委員長　だから、具体的な質問は、できてもないのにできないから、それはまた説明ください。今のは、こういうのをちゃんと作ってますよという説明で置いておきたいと思います。そうします。いいですね。

（「はい」の声あり）

藤井本委員長　では、次に進みたいと思います。

最後に、10番、葛城市社会福祉協議会に関する事項についてを議題といたします。

本件では、令和６年３月定例会におきまして附帯決議を行いました、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況の報告について、理事者より報告をいただきます。なお、前

回同様に委員会で説明をいただくのは主に指定管理の部分とさせていただきますので、委員の皆様にはご理解いただきますようお願いをいたします。

それでは、説明お願いをいたします。

能海課長。

能海社会福祉課長　社会福祉課の能海でございます。よろしくお願いいたします。

先に、お手元の資料の一部、訂正のほうをお願いしたいと思います。（１）葛城市福祉総合ステーション指定管理事業関係の下段の表で、各指定管理事業関係収入一覧表の一番下、（収入合計）のところで、令和元年度、次が令和５年度と書いてあるんですけども、これは令和６年度の誤りですので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

藤井本委員長　収入合計のとこですね。だから、全て、元年度と６年、７年が並んでるということですね。

能海社会福祉課長　はい。申し訳ありませんでした。

藤井本委員長　続けてください。

能海社会福祉課長　それでは、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告ということで、福祉総合ステーションの施設利用者数並びに事業収入等について、令和７年度の状況報告を令和６年度との比較に基づいてご報告させていただきたいと思います。

お手元の葛城市社会福祉協議会事業報告の資料をご覧いただきたいと思います。こちらに福祉総合ステーション指定管理事業関係の実績を示しております。それぞれ、令和元年度、令和６年度及び令和７年度の月別の実績を示したものとなっております。令和６年度との比較ということで、それぞれの年度の４月から１月分までの10か月分をご説明させていただきます。各施設利用者数一覧表から10か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値、（10か月分合計）、（前年度比）をご覧ください。全体の入館者数でございますが、令和６年度９万248人に対し令和７年度10万4,040人となっており、15.3％の増となっております。

次に、プールの利用者数でございますが、令和６年度３万1,036人に対し令和７年度は３万2,892人になっており、6.0％の増となっております。

次に、お風呂の利用者数でございますが、令和６年度３万7,931人に対して令和７年度は４万1,888人となっており、10.4％の増となっております。

次に、パターゴルフの利用者数でございますが、令和６年度317人に対し令和７年度は236人となっており、25.6％の減となっております。

次に、卓球の利用者数でございますが、令和６年度6,004人に対して令和７年度は6,367人となっており、6.0％の増となっております。

次に、カラオケの利用者数でございますが、令和６年度271人に対して令和７年度は234人となっており、13.7％の減となっております。

続きまして、各施設管理者、事業関係収入一覧表から10か月分の合計についてご説明させていただきます。数値については、一番右の数値、10か月合計（前年度比）をご覧ください。各施設利用料収入ということで、これは主にお風呂、プール等の施設利用料となりますが、

令和６年度1,334万7,020円に対して令和７年度は1,455万4,530円となっており、9.0％の増となっております。

次に、各教室利用料収入ということで、これは主に水泳教室の利用料となりますが、令和６年度は1,080万2,860円に対して令和７年度は1,087万9,920円となっており、0.7％の増となっております。

次に、食堂収入ですが、令和６年度1,598万1,010円に対して令和７年度1,927万7,730円となっており、20.6％の増となっております。

次に、その他ということで、これは自動販売機の売上げ等になりますが、令和６年度90万2,925円に対して令和７年度99万5,243円となっており、10.2％の増となっております。10か月分の収入合計といたしまして、令和６年度合計4,103万3,815円に対して令和７年度合計4,570万7,423円となっており、11.4％の増となっております。

次に、福祉総合ステーションの市内、市外の方の利用者数ですが、これはプールとお風呂について集計がとれてますので、ご報告させていただきます。まず、プールの利用者数ですが、比較ということで、令和６年度４月から１月の10か月につきまして、合計が３万1,036人のうち、市内１万9,991人、市外１万1,045人となっており、割合としましては、市内64％、市外36％となっております。令和７年度の４月から翌１月の10か月につきましては、３万2,892人のうち、市内２万504人、市外１万2,388人となっており、割合としましては、市内62％、市外38％となっております。

続いて、お風呂の利用者数ですが、比較ということで、令和６年度の４月から１月の10か月分につきまして、合計３万7,931人のうち、市内２万６人、市外１万7,925人となっており、割合としましては、市内53％、市外47％となっております。令和７年度の４月から１月の10か月分につきましては、４万1,888人のうち、市内２万1,059人、市外２万829人となっており、割合としましては、市内50％、市外50％となっております。

説明は以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明いただきました。打合せの中で、各施設の利用状況を記載されてますけども、初めての方おられるんですよね。元年度と６年度、７年度、これは打合せの中で決めてます。元年度、コロナ前のという数字を元年度で上げていただいてます。そこからコロナですので、もろもろが落ち込んだということで、そこから回復をしてきて６年度と７年度ということになってますので、そういう意味で見ていただいたらいいかというふうに思います。

ただいま説明いただきました件、何かご質問、確認等ないでしょうか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、10番、葛城市社会福祉協議会に関する事項については以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。ございませんでしょうか。

谷原議員。

（谷原議員の発言あり）

藤井本委員長　ありがとうございます。参考にさせていただきます。

ほかに。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ほかにございませんので、これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

朝から熱心にご審議いただきましてありがとうございました。ご苦労さまでございました。

閉　会　午後４時０８分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長　　藤井本　浩